



第二期
新城市こどもの未来応援事業計画

令和4年度
≧
令和8年度



令和4年3月
新城市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 子どもの貧困対策に対する国の動き.....	1
2 本市の計画策定の背景と趣旨.....	1
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画に求められる新たな視点「SDGs」との関係.....	4
5 計画の期間と対象.....	5
6 子どもの貧困の定義.....	6
7 計画の進行管理.....	7
第2章 本市の子どもの健康・生活の状況	8
1 本市の子どもと家庭の状況.....	8
2 子ども・子育て世帯生活実態調査からみる現状.....	17
3 ヒアリング調査からみる現状.....	31
4 第一期計画の取組内容と課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念.....	36
2 課題とその解決に向けた施策展開の柱（基本方針）	37
3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）	40
第4章 子どもの貧困対策の重点的な取組	41
基本方針1 教育の支援.....	41
（1）学校等との連携の促進.....	42
（2）地域等での学習支援の促進.....	42
（3）子どもの進学を支援する取組の充実.....	44
基本方針2 生活の安定に資するための支援.....	46
（1）子どもの居場所づくりの充実.....	47
（2）基本的な生活習慣の定着に向けた支援.....	48
（3）子どもの自立支援に向けた取組の推進.....	49
（4）家庭単位での包括的支援.....	49

基本方針3 保護者に対する就労の支援.....	54
(1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実.....	54
(2) 子育て支援の充実.....	55
(3) 生活の安定を図るための支援の充実.....	56
基本方針4 経済的支援.....	58
(1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の充実.....	58
(2) 子どもの貧困に関する意識啓発.....	60

参考資料..... 62

1 策定経過.....	62
2 新城市子ども・子育て会議委員名簿.....	63

注：「子ども」と「子供」の表記の混在について

新聞やマスコミ等の報道においては両方の表記が使われていますが、行政機関によっても表記が異なります。文部科学省は「子供」で表記し、厚生労働省は「子ども」で表記しています。本計画の文章中、各省庁所管の法令等の表記はそのまま使用していますが、それ以外の表記は「子ども」または「こども」で統一しています。

1 子どもの貧困対策に対する国の動き

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化など様々な要因と経済的困窮とが影響し、困難に直面している家庭が、地域社会において孤立していることが多くあります。そうした家庭の子どもたちの中には、自己肯定感・自尊感情が十分に育たず、基本的な生活習慣・学習習慣、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもあります。さらに、その子どもたちが、将来再び経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が課題となっています。

平成25年6月に貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育等の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立されました。また、平成26年8月には、子どもの貧困対応に関する基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

令和元年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「貧困対策法」という。）が一部改正され、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に^{のっと}り推進することが「目的」として明記されました。また、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた適切な支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月、「新たな子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

2 本市の計画策定の背景と趣旨

新城市（以下「本市」という。）において、貧困で困難を抱えている子どもの状況を把握し、いま困っている子どもたちのことはもちろん、今後そのような状態にならないような環境を作っていくことが求められています。そこで、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援が確実に届く仕組みを作るため、平成29年3月に「新城市こどもの未来応援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。

第一期計画の推進において「子育て世代包括支援センター機能」の設置やセカンドブックスタート事業など、本市だからこそできるきめ細やかな取組を展開してきましたが、改善に至らなかった課題もいくつかでてきました。特に、最近では、新型コロナ

ナウウイルス感染拡大により、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯の子どもが、生活や教育面で影響を受けている実態が全国的にも浮き彫りになり、子どもの貧困についての支援強化が求められています。

そこで、親から子への「貧困の連鎖」のリスクを軽減することを目的に、第一期計画を見直し、各種法律や大綱、社会動向を踏まえつつ、さらなる支援を図るための計画として、「第二期新城市こどもの未来応援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定します。

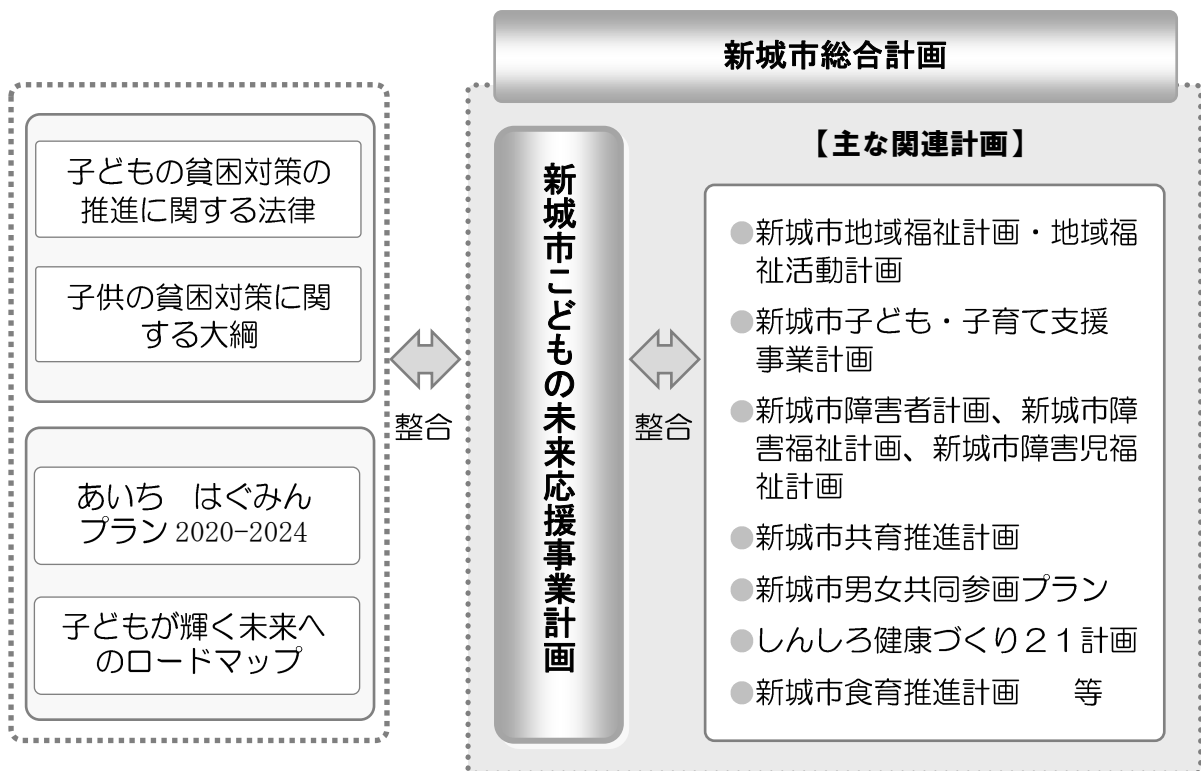
【 貧困に関する国・県・市の動向 】

	国		愛知県	新城市
	法律・制度	閣議決定等		
平成 25 年 6 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律成立			
平成 26 年 8 月		子供の貧困対策に関する大綱		
平成 27 年 3 月			あいち はぐみん プラン 2015-2019	
4 月	生活困窮者自立支援法			
12 月		すくすくサポート・プロジェクト（子どもの貧困対策会議決定）		
平成 28 年 8 月	児童扶養手当法改正			
平成 29 年 3 月				第一期計画策定
平成 30 年 2 月			「子どもが輝く未来へのロードマップ」策定	
4 月				「子育て世代包括支援センター」機 能設置
10 月	生活困窮者自立支援法改正			
令和元年 6 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正			
10 月	子ども・子育て支援法改正 幼児教育・保育の無償化			
11 月		子供の貧困対策に関する大綱改定		
令和 2 年 3 月			あいち はぐみん プラン 2020-2024	
4 月	高等教育等の無償化			児童養育支援室 設置
令和 3 年 2 月			「子どもが輝く未来へのロードマップ」改訂	

3 計画の位置づけ

本計画は、国や愛知県の関連する計画はもちろん、本市の上位計画である「第2次新城市総合計画」、子どもに関連する分野の個別計画である「新城市子ども・子育て支援事業計画」などとの整合を図り、本市における子どもに関する核心的な計画のひとつとして位置づけます。

「新城市子ども・子育て支援事業計画」が主に保護者の視点やニーズに重点を置いた計画であるのに対し、本計画は、より子どもに焦点を当て、潜在的なニーズを掘り起こし、子どもとその家庭のための包括的な支援を具体的に展開するためのものです。



4 計画に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。この SDGs を達成するための取組が、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の期間と対象

計画の期間については令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況と成果により必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の支援の対象は、貧困対策法や大綱の趣旨を踏まえ、妊娠期から18歳に達するまでのすべての子どもとその家庭とし、本計画では、生活困窮家庭に注視して支援するものです。

また、「不登校」「ひきこもり」「ニート」などの問題は、年々、多様化、複雑化しています。そのため、誰もが生活困窮に陥る可能性があることから、本計画の対象者は上記に限らず広く捉えます。

ただし、各種手当、医療に関する対象年齢については、根拠となる各法律等に定められたものとします。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
新城市こどもの未来応援事業計画									
				第一期 計画終了 第二期 計画策定	第二期新城市こどもの未来応援事業計画				

6 子どもの貧困の定義

「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示し、発展途上国に集中しています。その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉え、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」として算出しています。

また、子どもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況」のことをいいます。厚生労働省が発表した平成30年の日本の相対的貧困率は、全体で15.7%、子どもで14.0%となり、日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困にあります。特に、「子どもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は48.3%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率11.2%に比べて非常に高い水準にあります。

【参考】子どもの貧困率の状況

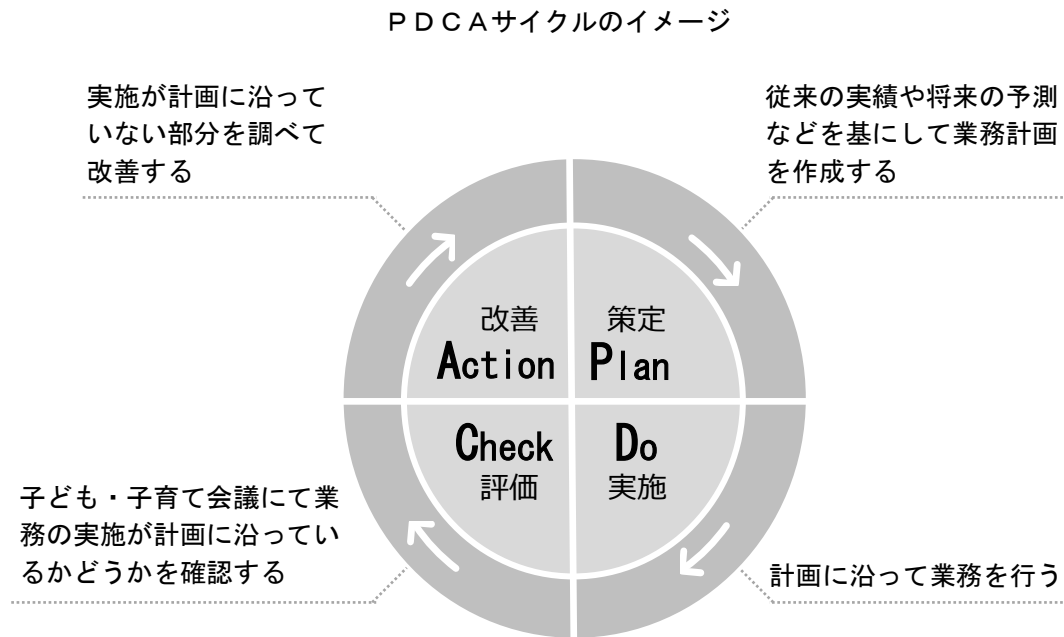
	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	
							旧基準	新基準
子どもの貧困率 (%)	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
相対的貧困率 (%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもがいる現役世帯 (%)	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が1人 (%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が2人以上 (%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
貧困線 (万円)	137	130	127	125	122	122	127	124

資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

- (注1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- (注2) 平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出
- (注3) 「子どもの貧困率」は、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において3年ごとに調査されています。全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査、算出されており、都道府県別、市区町村別の数値は算出されていません。

7 計画の進行管理

計画の適切な進行のため、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「新城市子ども・子育て会議※」にて、施策の実施状況について点検・評価し、計画の見直しを図ります。



※新城市子ども・子育て会議：公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など15名の委員で構成され、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することを目的とした会議。

第2章

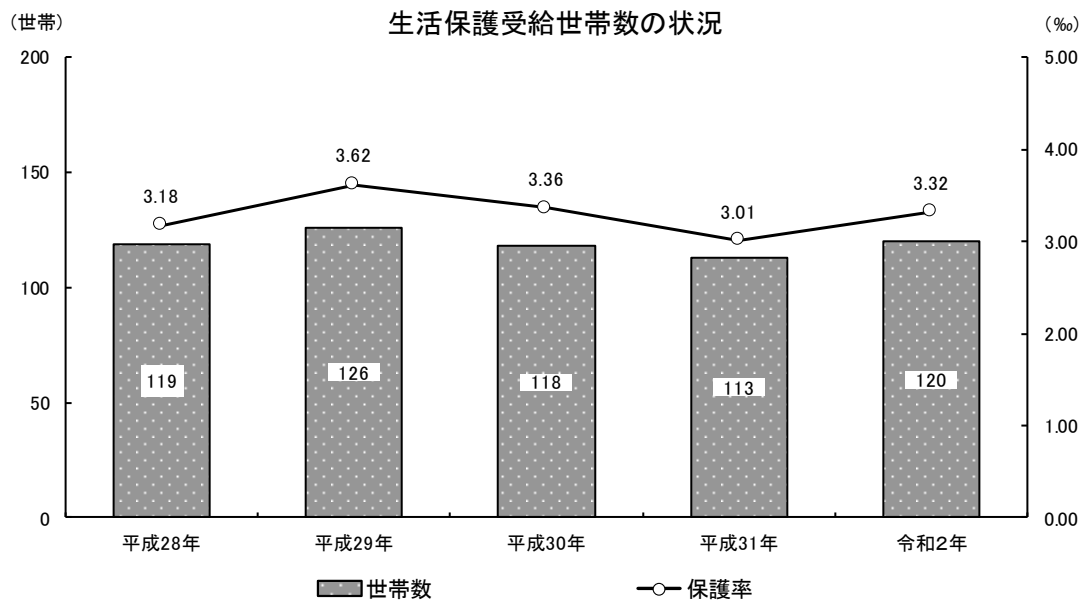
本市の子どもの健康・生活の状況

1 本市の子どもと家庭の状況

(1) 生活保護受給世帯数の状況

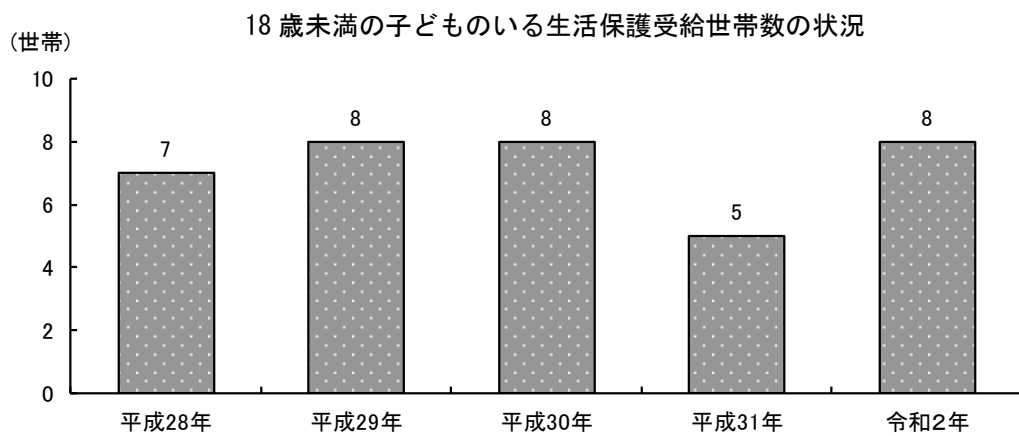
生活保護制度は、病気や失業などで生活に困窮する人にその困窮の程度に応じて必要となる保護費の支給などを行い、最低限度の生活を保障し自立の助長を図るものです。

生活保護受給世帯数は平成31年から増加しており、令和2年で120世帯となっています。保護率（生活保護受給世帯数／全世帯数）についても同様に平成31年から増加しており、令和2年では3.32‰となっています。



資料：しんしろの福祉（各年4月1日現在）
 ※「‰（パーミル）」とは、千分率のこと（1／1000）

そのうち、18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯数の推移をみると、平成31年を除き、横ばい傾向にあります。

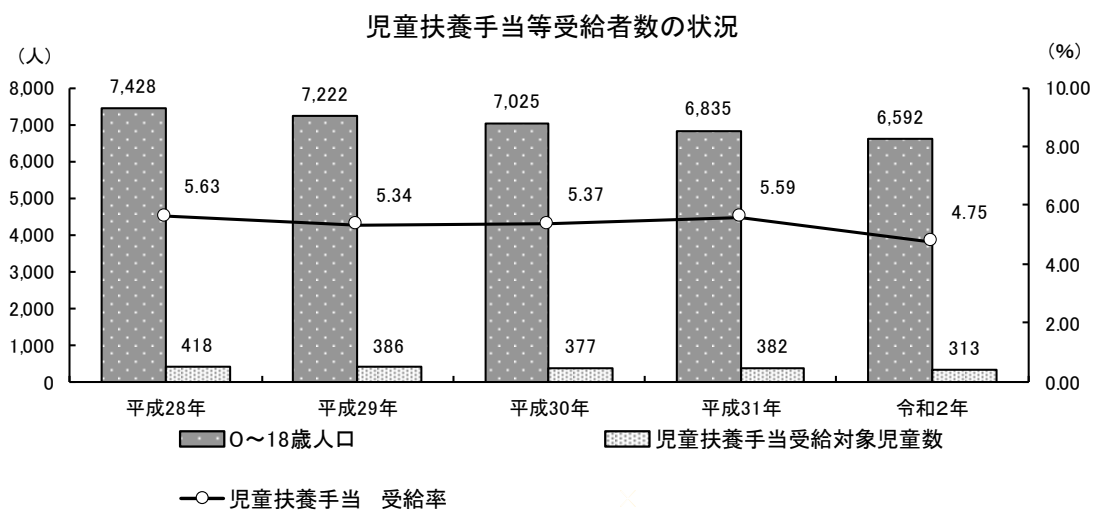


資料：しんしろの福祉（各年4月1日現在）

（2）児童扶養手当等受給者数の状況

児童扶養手当は、両親のいないまたはひとり親などで子どもを養育している家庭の生活の安定と自立を助けることで、子どもが育つ環境を保障することを目的とした手当です。

児童扶養手当受給対象児童数は平成28年度から令和2年度にかけて横ばいであり、児童扶養手当受給率（受給対象児童数／全児童数）についても同様に、平成28年度から令和2年度にかけて横ばいで推移していますが、令和2年度では減少し、4.75%となっています。



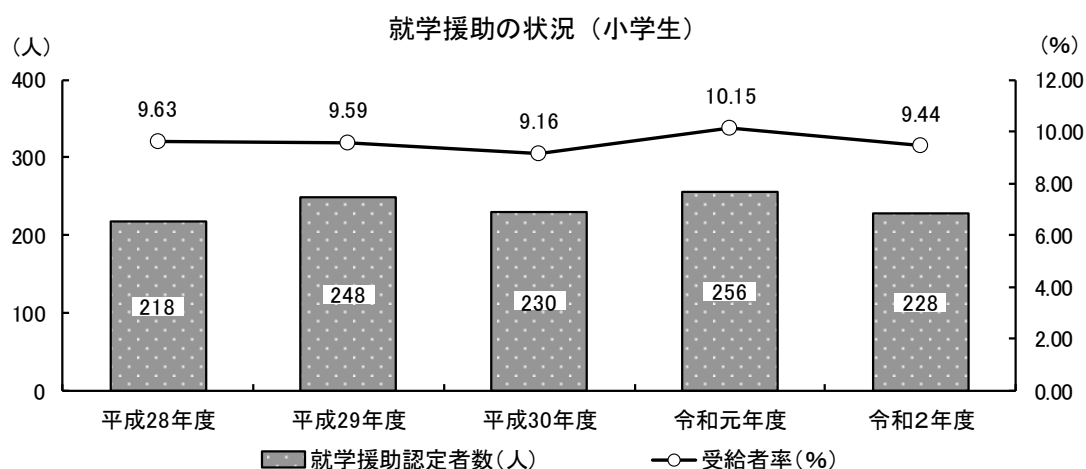
資料：しんしろの福祉（各年4月1日現在）

(3) 就学援助の状況（小学生・中学生）

① 小学生

就学援助は経済的に困窮している保護者に、子どもの学用品費等の援助を行うものです。小学生の就学援助の状況をみると、就学援助認定者数は平成28年度から令和2年度にかけて増減を繰り返しており、令和2年度では228人となっています。

一方、受給者率（就学援助認定者数／全児童数）については、横ばいとなっています。

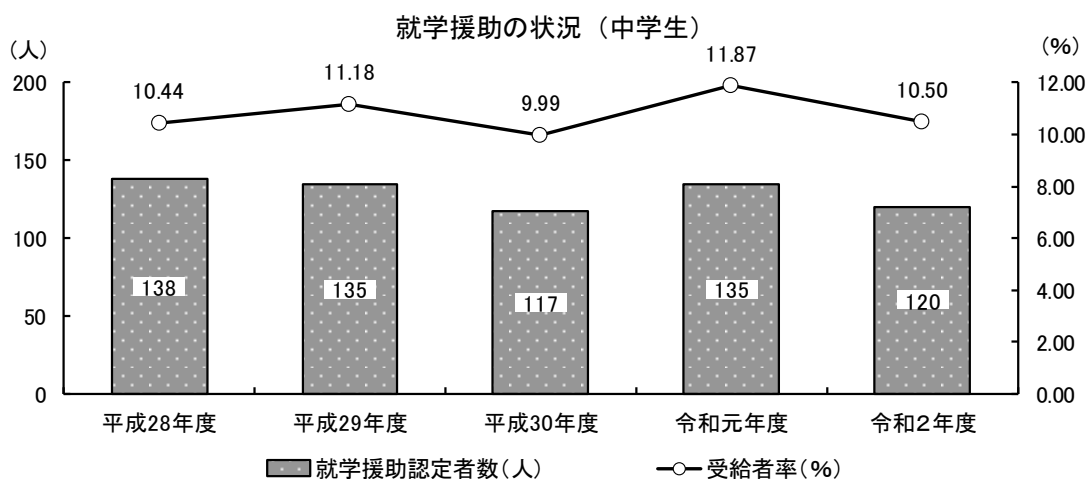


資料：新城市の教育

② 中学生

中学生の就学援助の状況をみると、就学援助認定者数が平成28年度から平成30年度にかけて減少しているものの、平成30年度以降増減を繰り返しており、令和2年度では120人となっています。

一方、受給者率（就学援助認定者数／全生徒数）については、横ばいとなっています。

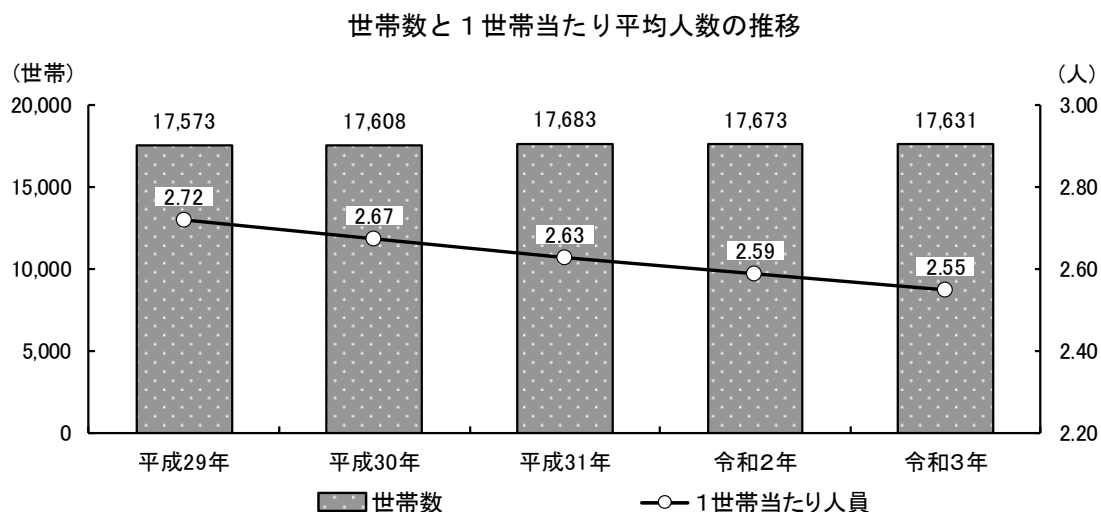


資料：新城市の教育

(4) 世帯

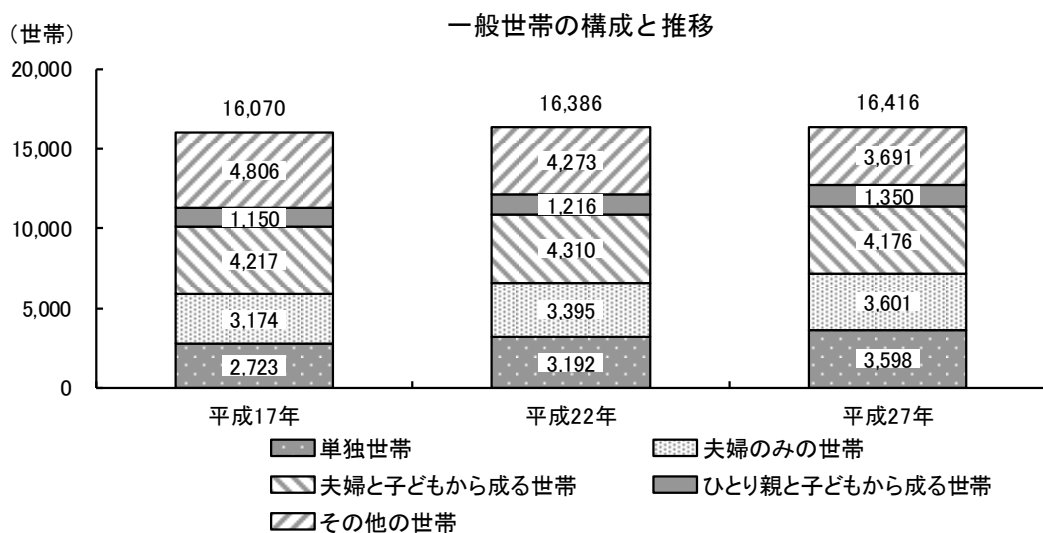
① 世帯数と1世帯当たり平均人数の推移

世帯数は平成31年以降減少傾向となっており、令和3年には17,631世帯となっています。また、1世帯当たり平均人数は年々減少しており、令和3年では2.55人となっています。



② 一般世帯の構成と推移

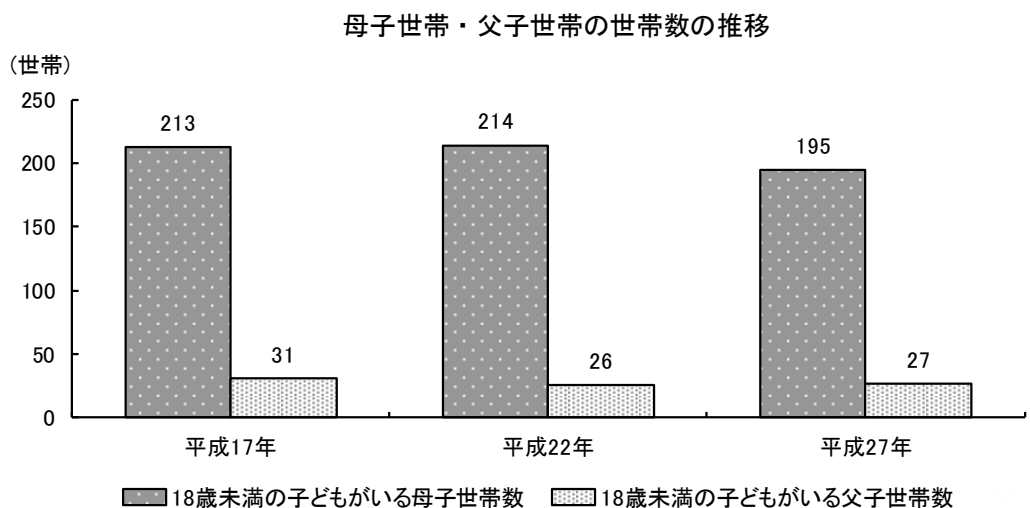
本市の単独世帯及び夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもから成る世帯の割合は年々増加しており、特にひとり親と子どもから成る世帯の割合は、平成27年では平成17年と比較すると1ポイント増加しており、全体の8.2%を占めています。



③ 母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、母子世帯においては、平成17年から平成22年にかけては横ばいであるが、平成27年では195世帯となり、減少しています。

一方、父子世帯においては、平成17年以降横ばいとなっています。

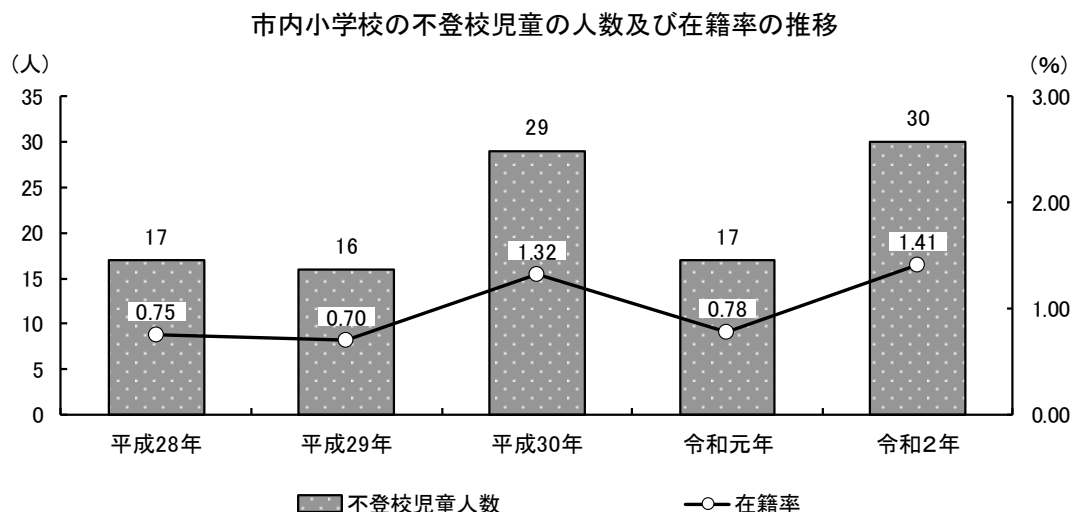


資料：国勢調査

(5) 市内小・中学校の不登校児童・生徒の人数及び在籍率の推移

① 小学校

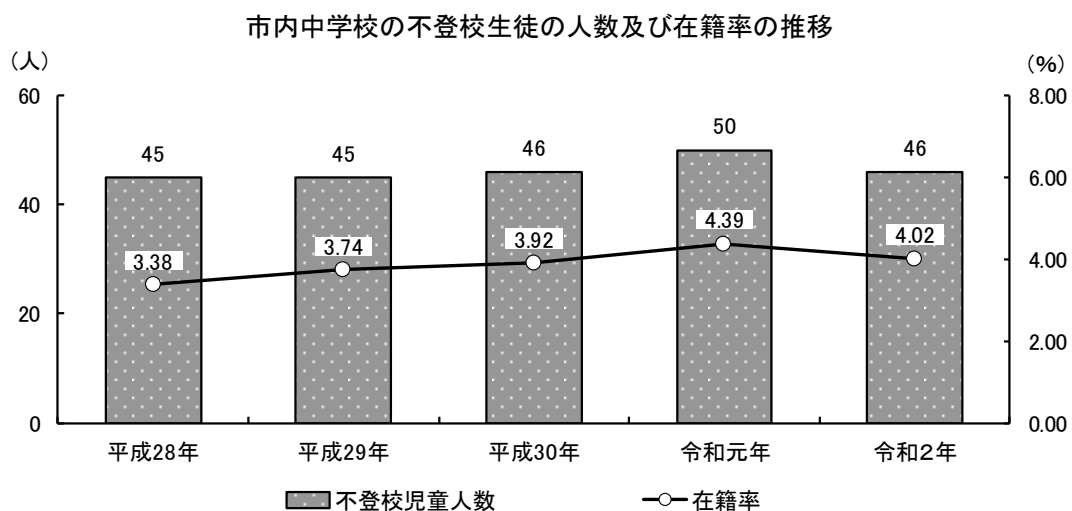
市内小学校の不登校児童の人数については、平成28年以降増減を繰り返しており、令和2年では30人となっています。また、在籍率も同様に、平成28年以降横ばいとなっており、令和2年では1.41%となっています。



資料：新城市 学校教育課（各年3月31日現在）

② 中学校

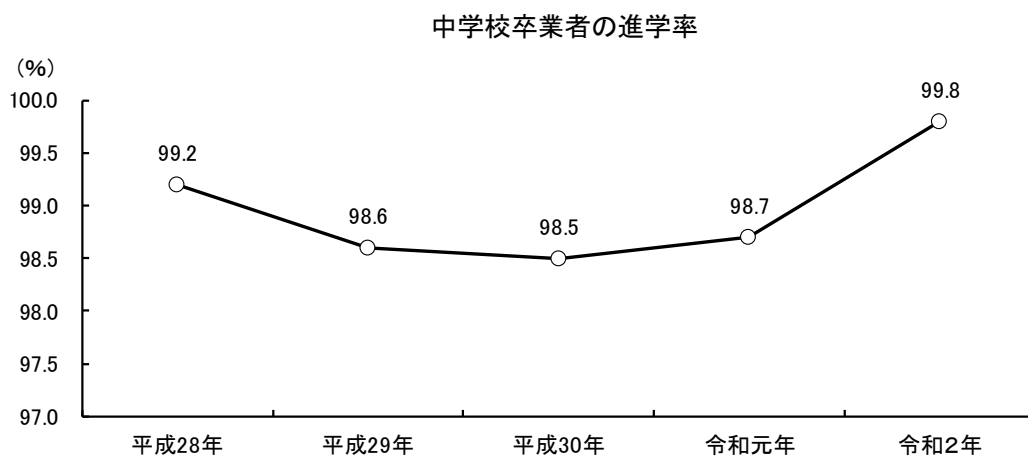
市内中学校の不登校生徒の人数については、平成29年から令和元年にかけて増加しているものの、令和2年では46人と減少しています。また、在籍率については、平成28年から令和元年にかけてわずかに増加しているものの、令和2年では4.02%と減少しています。



資料：新城市 学校教育課（各年3月31日現在）

(6) 中学校卒業者の進学率

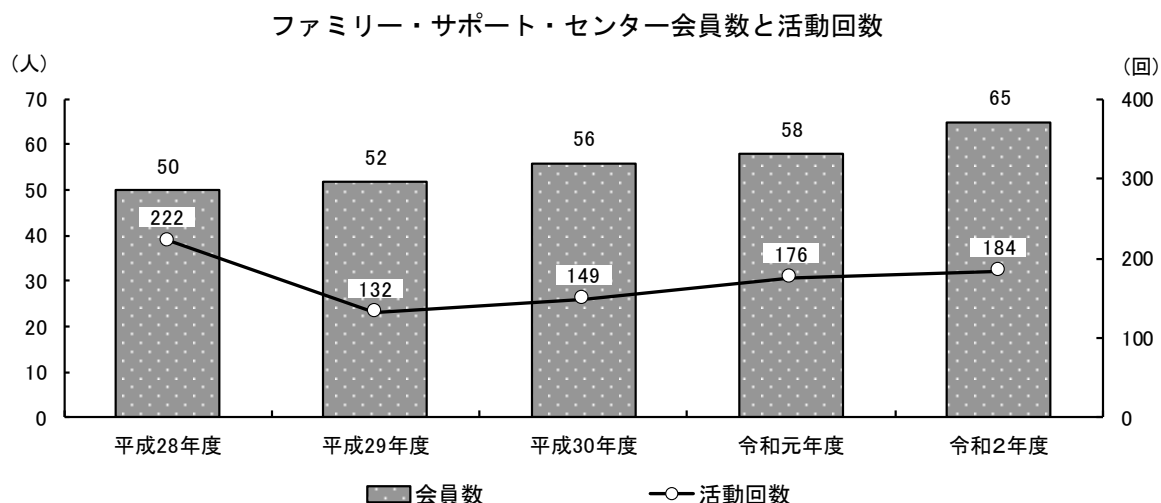
中学校卒業者の進学率については、平成28年から平成30年にかけて減少しているものの、平成30年以降増加しており、令和2年では99.8%となっています。



資料：新城市 学校教育課（各年3月31日現在）

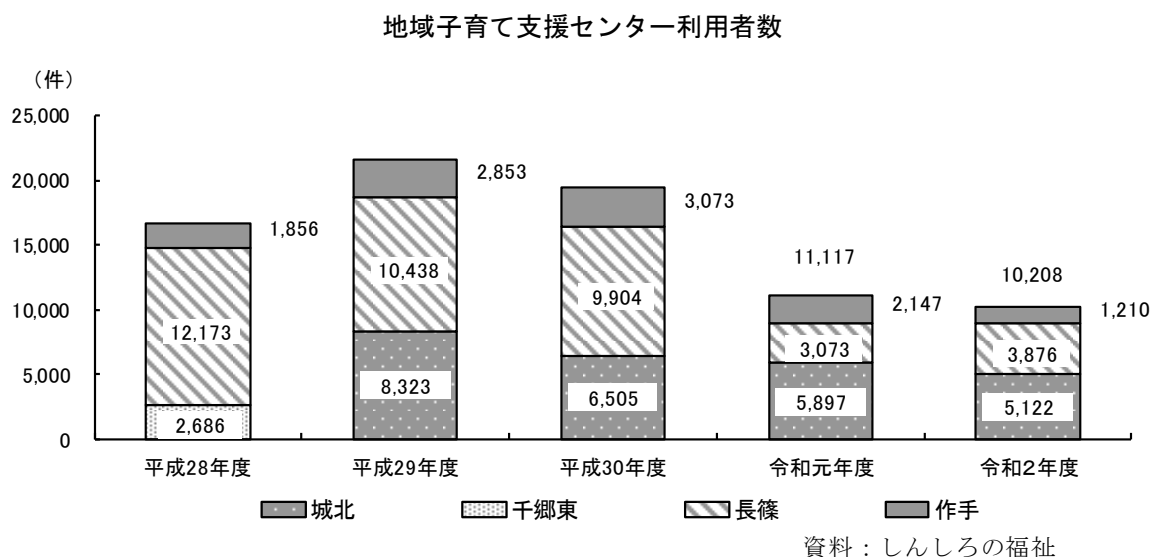
(7) ファミリー・サポート・センター会員数と活動回数

ファミリー・サポート・センター会員数については、年々増加しており、令和2年度では65人となっています。一方、活動回数については、平成29年度に一度減少しているものの、それ以降緩やかに増加しており、令和2年度では184回となっています。



(8) 地域子育て支援センター利用者数

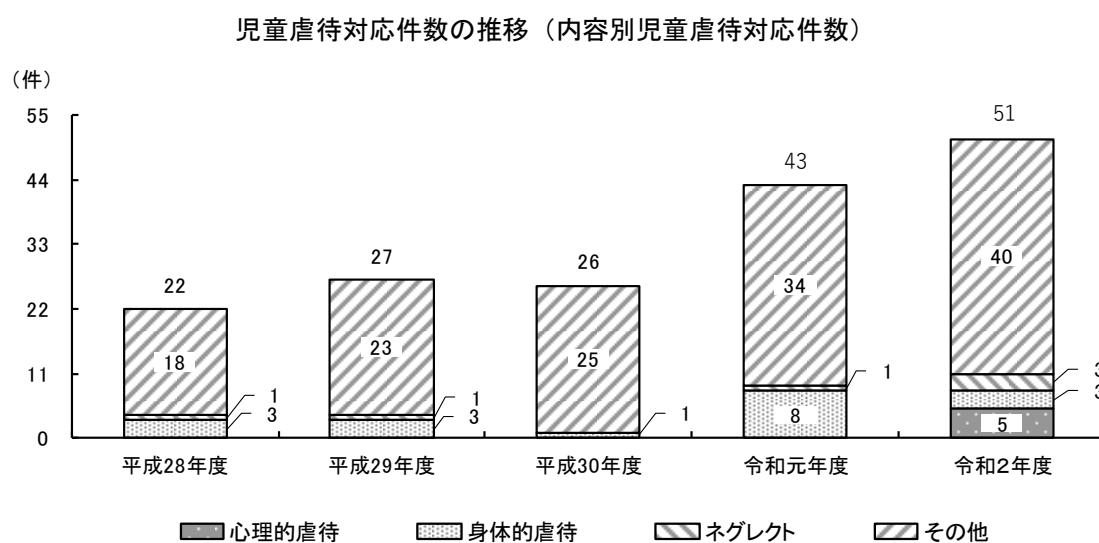
地域子育て支援センター利用者数については、平成28年度から平成29年度にかけて増加しているものの、平成30年度以降は減少し、令和2年度では10,208人となっています。



(9) 児童虐待対応件数の推移（内容別児童虐待対応件数）

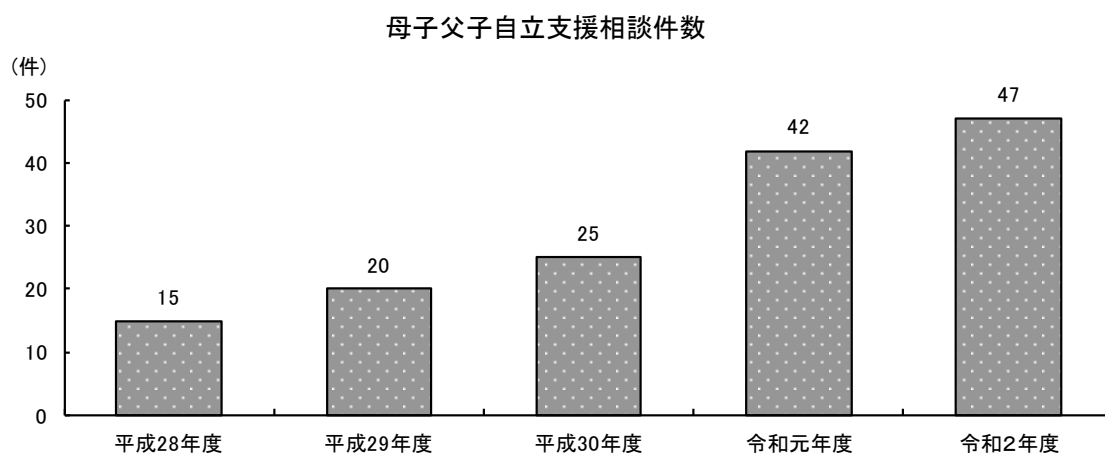
児童虐待対応件数については、平成30年度を除き、平成28年度から令和2年度にかけて増加傾向となっており、令和2年度では51件と、平成28年度と比較すると、約2.3倍となっています。

令和2年度の内容別児童虐待対応件数については、その他を除いて多い順に、心理的虐待が5件、身体的虐待が3件、ネグレクトが3件、その他40件となっています。



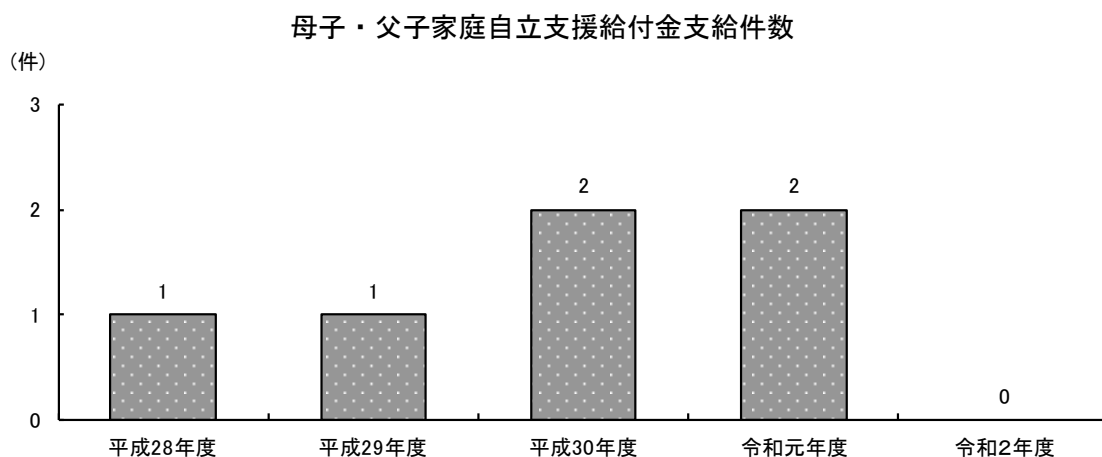
(10) 母子父子自立支援相談

母子父子自立支援相談件数については、年々増加しており、令和2年度では47件と、平成28年度と比較すると、約3.1倍となっています。



(11) 母子・父子家庭自立支援給付金

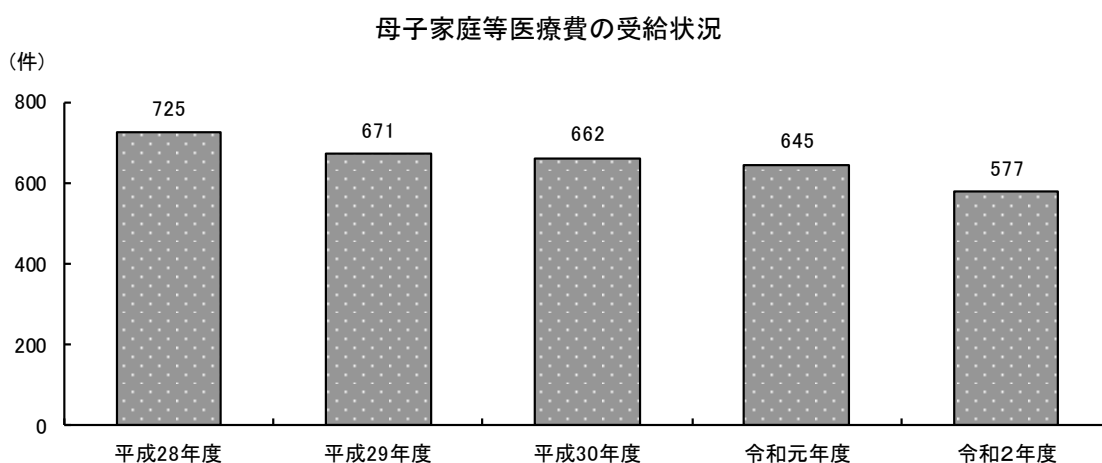
母子・父子家庭自立支援給付金事業については、令和2年度は0件となっています。



資料：新城市 児童養育支援室

(12) 母子家庭等医療費の受給状況

母子家庭等医療費の受給状況については、年々減少しており、令和2年度では577件と、平成28年度と比較すると、148件減少しています。



資料：しんしろの福祉

2 子ども・子育て世帯生活実態調査からみる現状

○ 調査の概要

① 調査の目的

子育て世帯や子どもたちの実態を調査し、第一期計画の効果を確認し、第二期計画の策定に活かすため。

② 調査対象

令和2年4月1日現在で、下記対象年齢に到達している子ども2,164人を養育している世帯及び小学5年生、中学2年生の子ども本人。

対象年齢	生年月日
0歳	令和2年4月2日～令和2年10月31日
2歳	平成29年4月2日～平成30年4月1日
5歳（年長児）	平成26年4月2日～平成27年4月1日
6歳（小学校1年生）	平成25年4月2日～平成26年4月1日
10歳（小学校5年生）	平成21年4月2日～平成22年4月1日
13歳（中学校2年生）	平成18年4月2日～平成19年4月1日
16歳	平成15年4月2日～平成16年4月1日

③ 調査期間

令和3年1月5日から令和3年1月22日

④ 調査方法

市内のこども園に通園している対象年齢の世帯については、こども園にて世帯へ配布・回収、小学校と中学校に通学する対象年齢の世帯は、各小中学校にて配布・回収しました。

高校2年生とこども園に通園していない対象年齢の世帯については、郵送にて配布・回収しました。

⑤ 回収状況

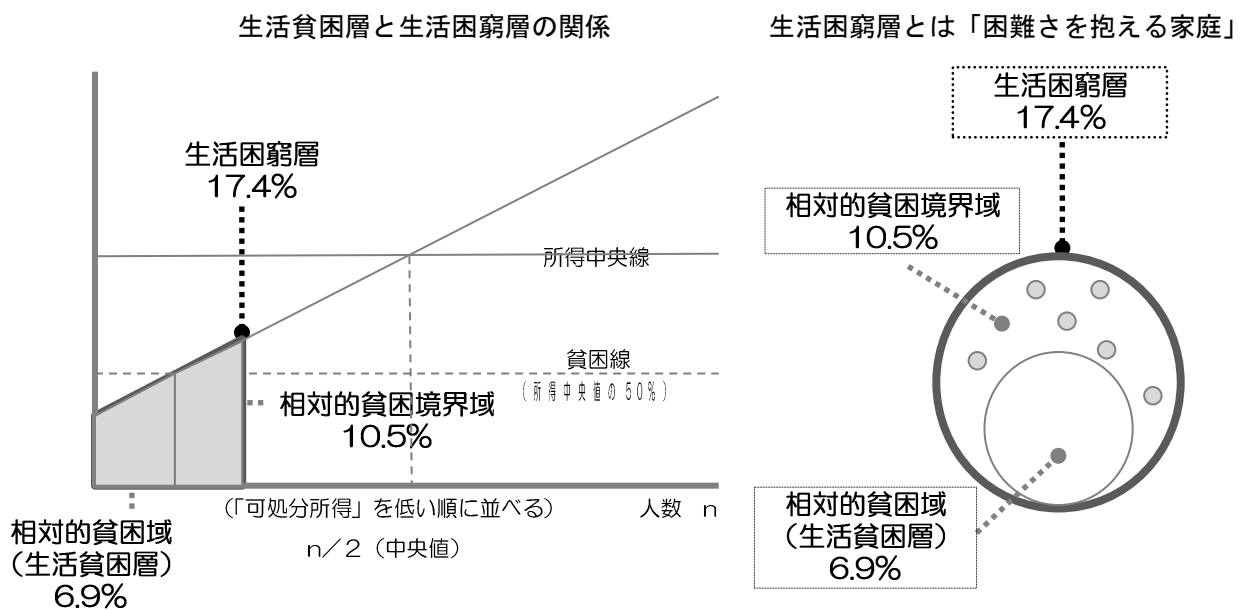
	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者	2,164通	1,732通	80.0%
小学校5年生 中学校2年生	715通	667通	93.3%

⑥ 生活困窮層の設定について

第二期計画の策定においては、第一期計画と同様に、「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の結果から、国の定義に基づき本市における子どもの貧困線及び貧困率を算出するとともに、子どもの生活実態とその保護者の状況から子どもの養育環境を集計・分析し、相対的貧困域に陥るリスクが高いと推測される領域を市独自で設定しました。

調査においては、世帯年収についての質問「世帯全体のおおよその年間収入（税込）はいくらですか。」の回答より“貧困線”を算出し（本調査では137.5万円），“貧困線”以下の世帯年収の世帯を「相対的貧困域（生活貧困層）」と定義しています。また、「急な出費で家計のやりくりができない経験」、「債務が返済できない経験」、「ライフラインが止められた経験」、「世帯の総収入額が150万円未満」、「制度利用世帯（生活保護受給世帯）」の1つ以上に該当する世帯については、何かをきっかけに「相対的貧困域（生活貧困層）」に陥る高いリスクを抱えていることから、「相対的貧困境界域」にある世帯として市独自の設定をしています。

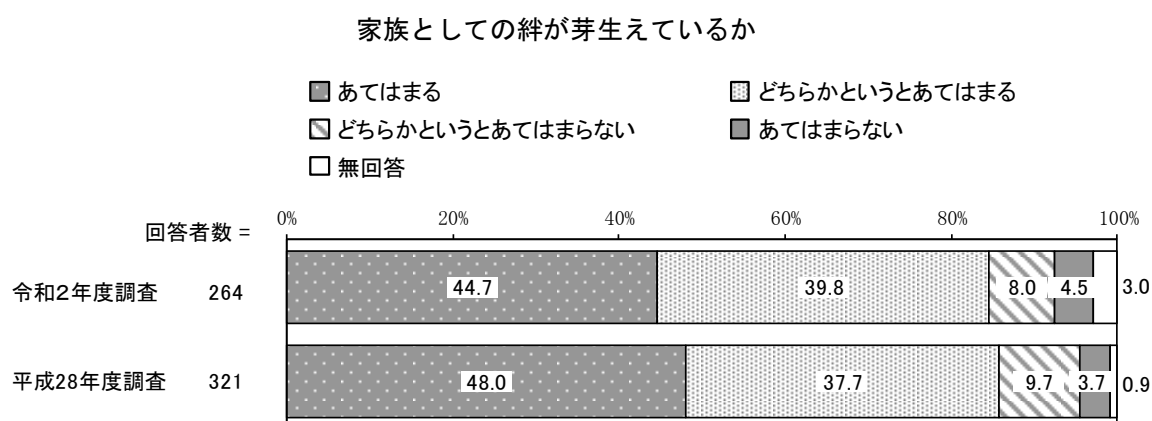
そして、「相対的貧困域（生活貧困層）」及び「相対的貧困境界域」を合わせて、「生活困窮層」と設定しています。



(1) アンケート調査結果

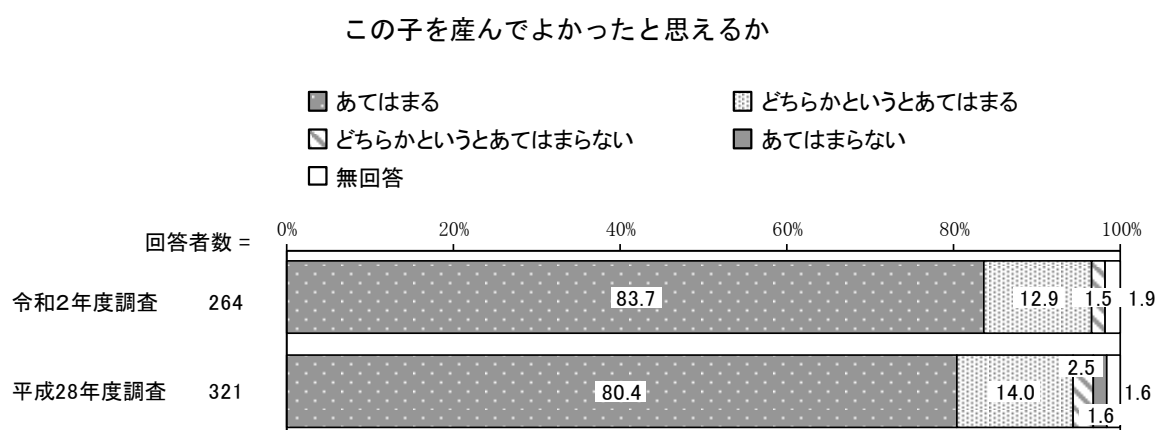
① 家族としての絆

保護者調査（生活困窮層）において、家族としての絆が芽生えているかについて、前回調査と比べて、「あてはまる」の割合が3.3ポイント減少しています。



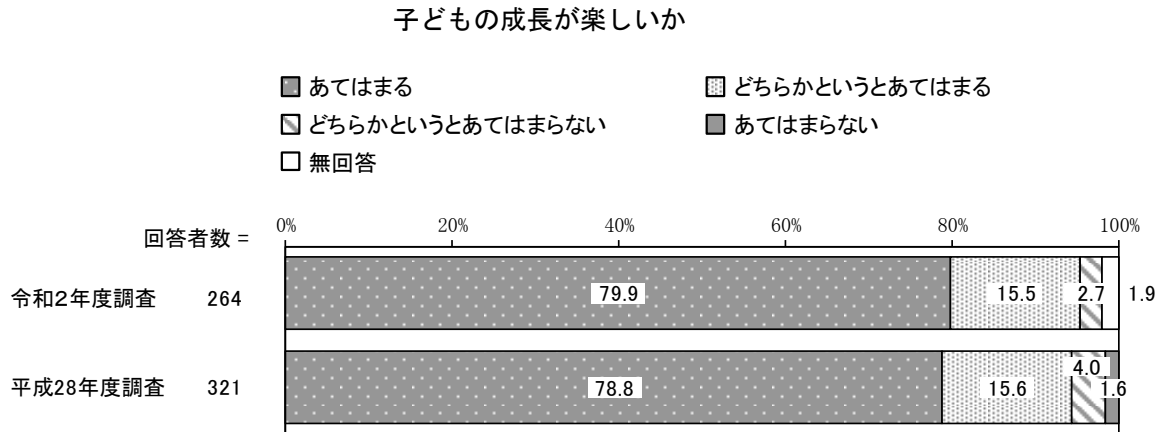
② この子を産んでよかったと思えるか

保護者調査（生活困窮層）において、この子を産んでよかったと思えるかについて、「あてはまる」の割合が83.7%となっています。



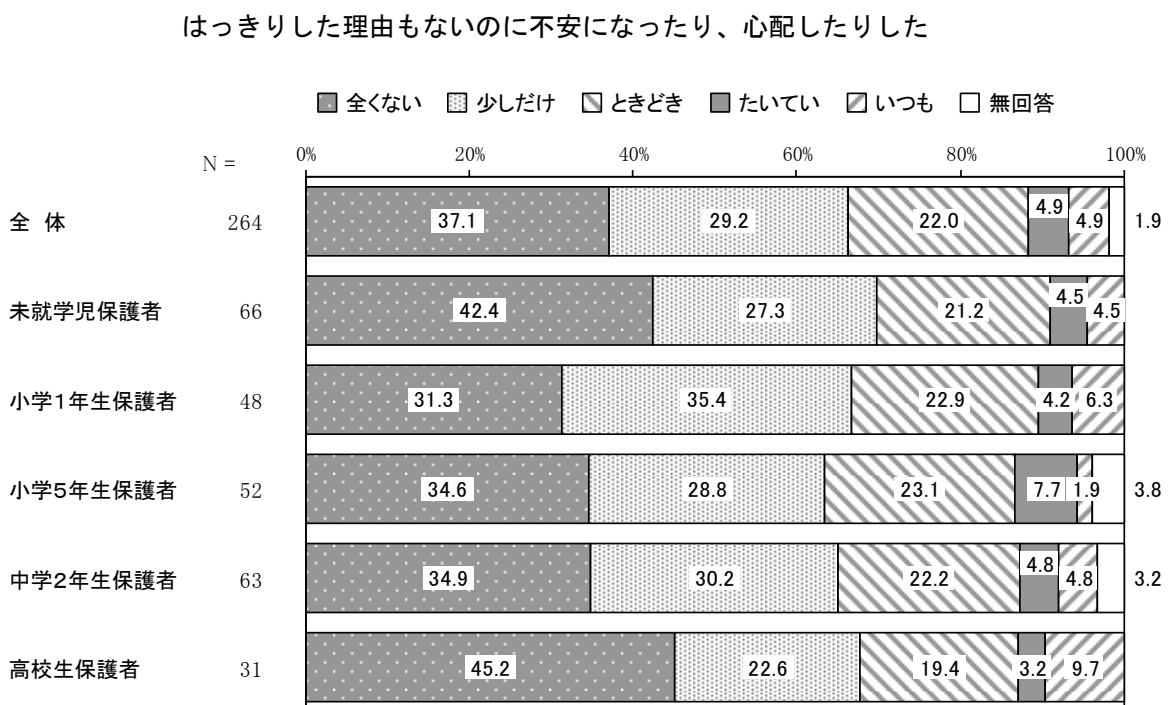
③ 子どもの成長が楽しい

保護者調査（生活困窮層）において、子どもの成長が楽しいと思えるかについて、「あてはまる」の割合が79.9%となっています。



④ 心の状態について

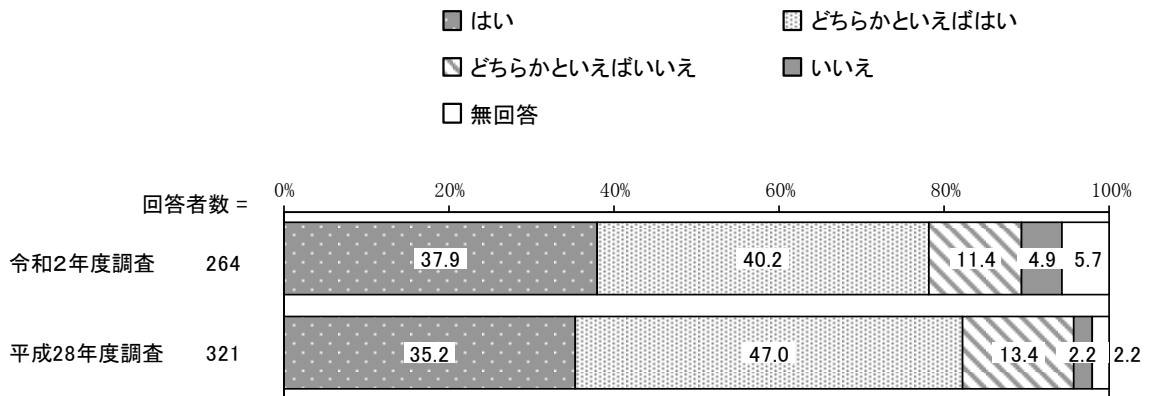
保護者調査（生活困窮層）において、はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした経験について、「全くない」の割合が37.1%と最も高く、「ある」（「ときどき」「たいてい」「いつも」）の合計割合が31.8%となっています。



⑤ 規則正しい生活

保護者調査（生活困窮層）において、子どもが規則正しい生活のリズムができてい
るかについて、前回調査と比べて、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた割
合が4.1ポイント減少しています。

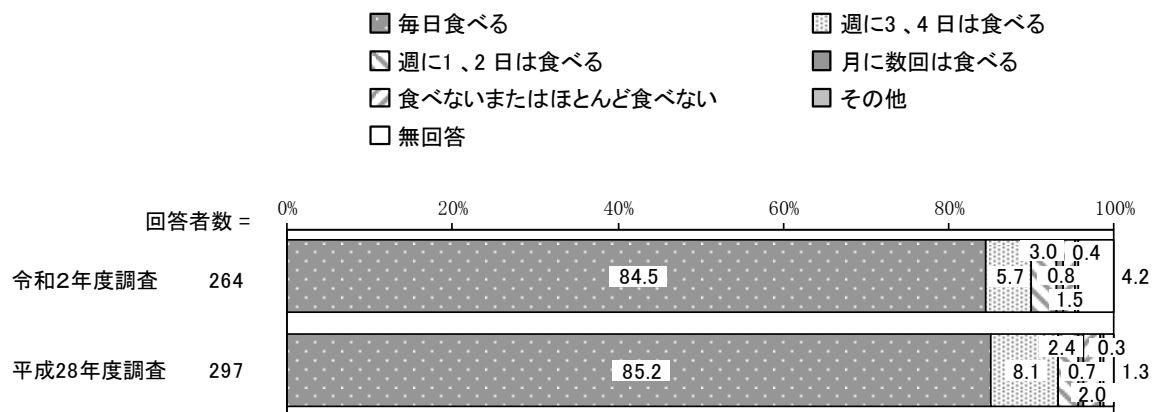
規則正しく生活のリズムができているか



⑥ 朝食を毎日食べている割合

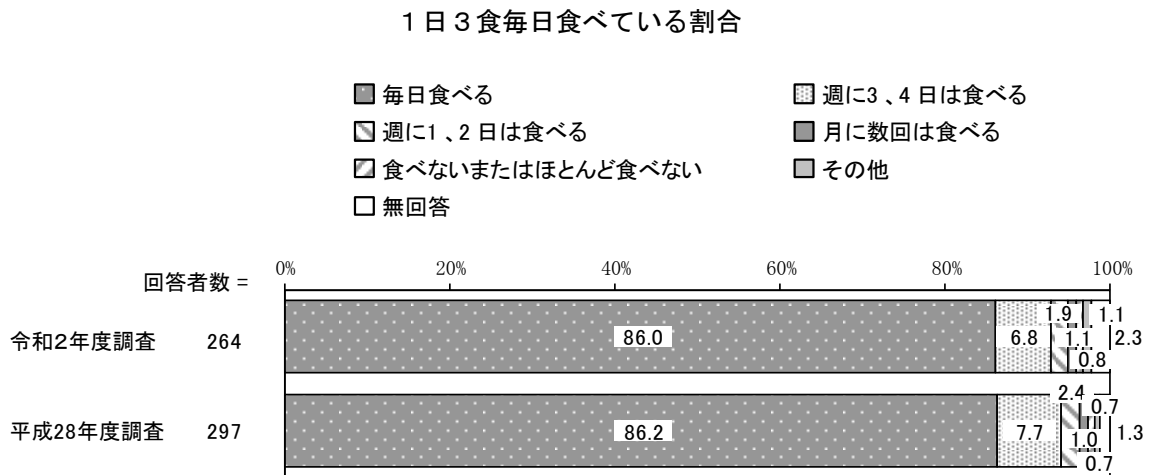
保護者調査（生活困窮層）において、子どもが朝食を毎日食べているかについて、
前回調査と比べて、「毎日食べる」の割合は、ほぼ横ばいとなっています。

朝食を毎日食べている割合



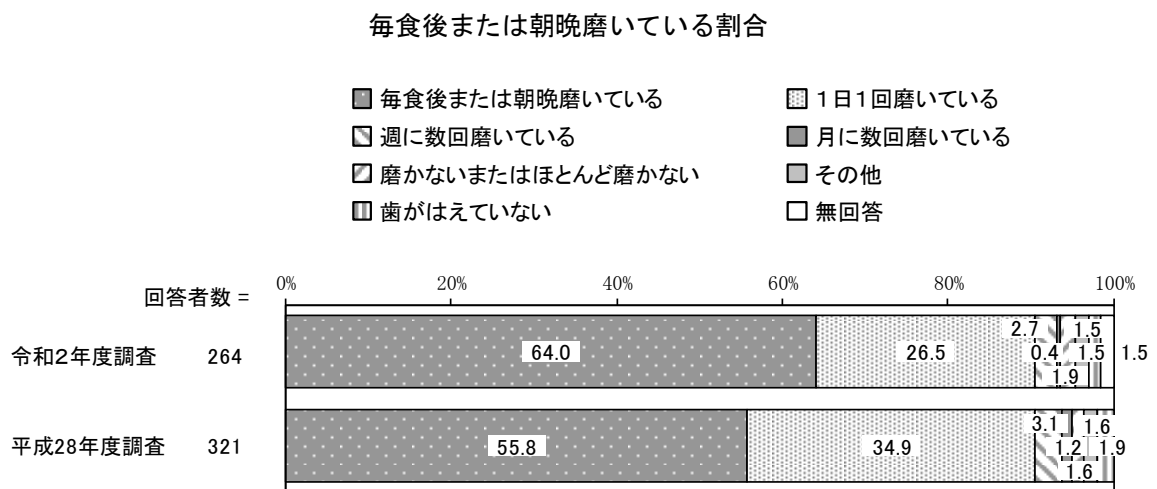
⑦ 1日3食毎日食べている割合

保護者調査（生活困窮層）において、子どもが1日3食毎日食べているかについて、前回調査と比べて、「毎日食べる」の割合は、0.2ポイント減少しているものの、ほぼ横ばいとなっています。



⑧ 歯みがきの習慣

保護者調査（生活困窮層）において、子どもが毎食後または朝晩磨いているかについて、前回調査と比べて、「毎食後または朝晩磨いている」の割合が8.2ポイント増加しています。

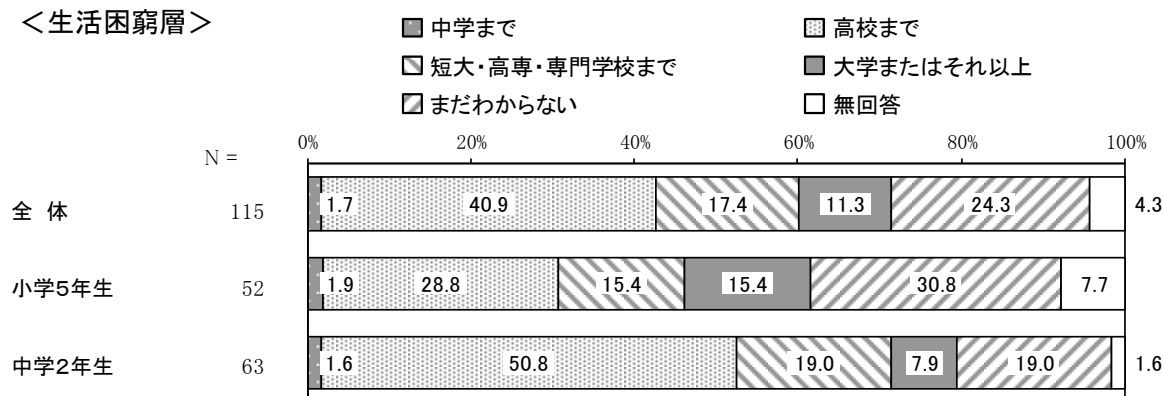


⑨ 進学希望（児童・生徒）

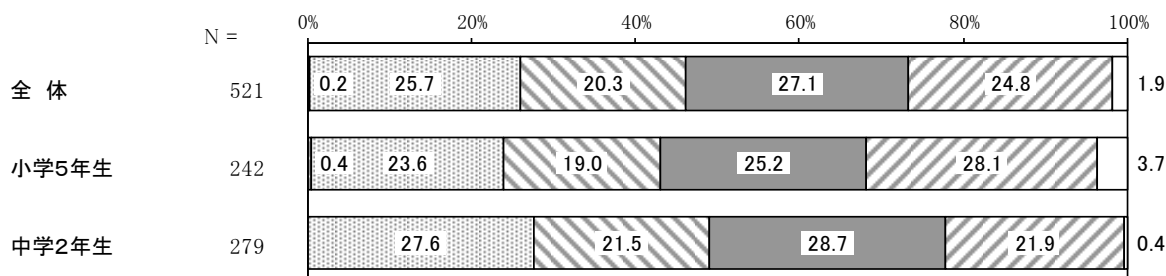
児童生徒調査において、生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で将来の進学希望について「高校まで」の割合が高くなっています。理由として、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で「自分の成績から考えて」「親がそう言っているから」の割合が高くなっています。

どの段階まで進学したいか（児童・生徒）

<生活困窮層>



<非生活困窮層>



その理由は何ですか

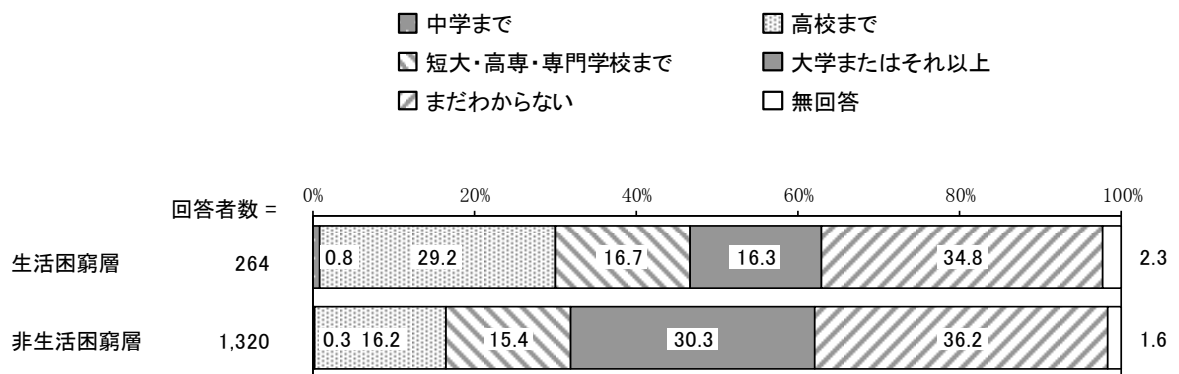
単位：%

区分	有効回答数（件）	から希望する学校や職業がある	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達がそうしているから	家の経済的な理由で難しいと思うから	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	無回答
生活困窮層	82	46.3	15.9	14.6	3.7	6.1	2.4	8.5	9.8	14.6	1.2
非生活困窮層	382	48.7	11.3	10.5	6.5	1.8	1.6	4.2	7.6	23.6	2.4

⑩ 進学希望（保護者）

保護者調査において、生活困窮層別でみると、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で将来の子ども進学希望について「高校まで」の割合が高くなっています。理由として、非生活困窮層に比べ、生活困窮層で、「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が高くなっています。

どの段階まで進学すると思いますか（保護者）



その理由は何ですか

単位：%

区分	有効回答数(件)	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	その他	特に理由はない	無回答
生活困窮層	166	33.7	18.1	16.9	15.1	3.6	9.0	3.6
非生活困窮層	821	35.7	31.2	13.2	5.4	4.5	8.5	1.6

⑪ 重要だと思う支援

保護者調査において、生活困窮層・非生活困窮層ともに、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が最も高く、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」「通学時のバス・電車代の援助があること」となっています。

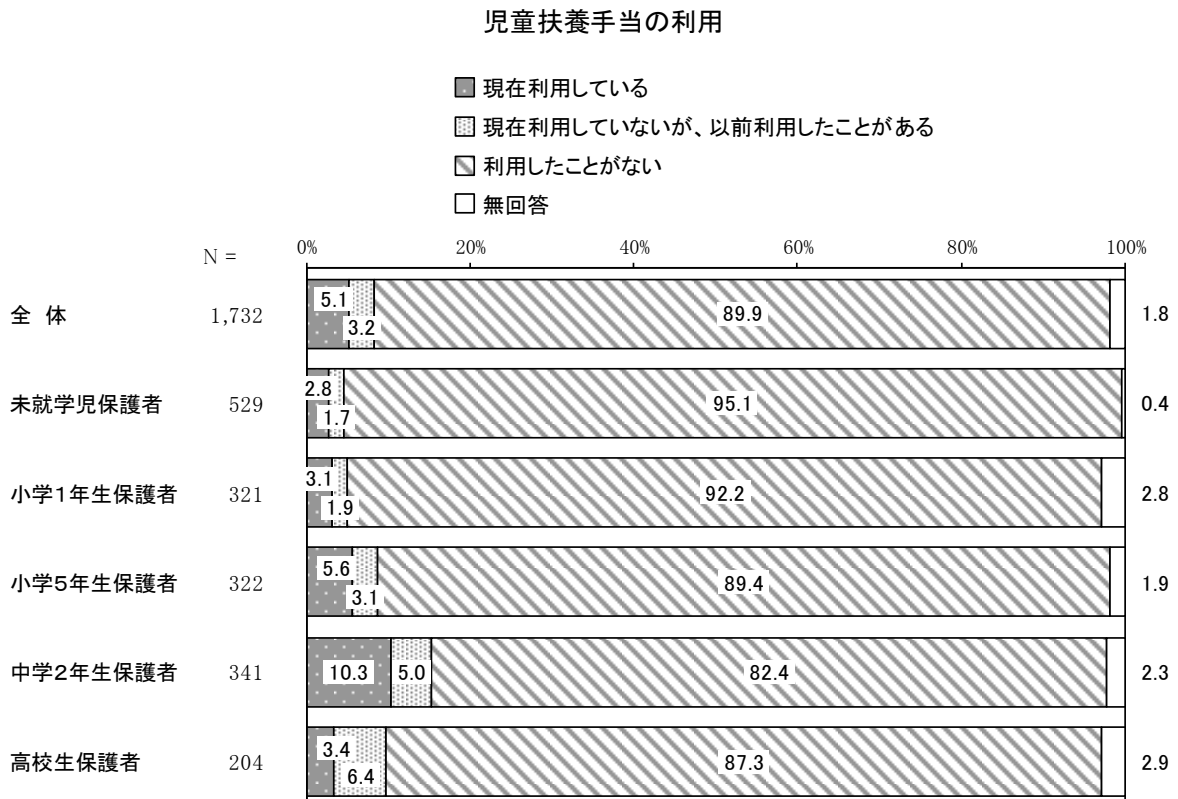
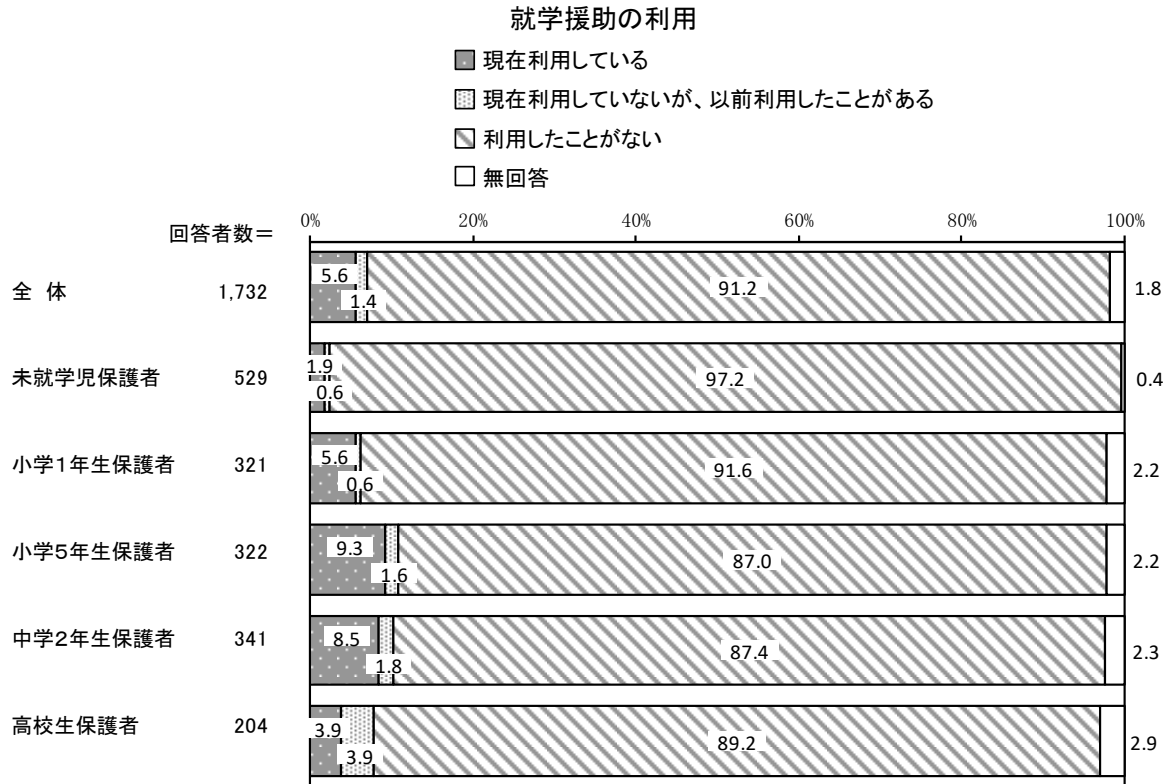
単位：%

区分	有効回答数(件)	子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること	同じような悩みを持った人同士で知り合えること	民生委員・児童委員など地域の人から支援が受けられること	離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること	病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること	「子ども食堂」などの子どもにとっての生活支援があること	子どもの教育など学習支援が受けられること	通学時のバス・電車代の援助があること
生活困窮層	264	22.3	14.0	7.2	15.2	18.9	14.8	42.4	35.6
非生活困窮層	1,320	21.9	16.3	4.0	7.7	21.7	11.0	41.7	34.5

区分	有効回答数(件)	就職のための支援が受けられること	住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること	病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること	子どもの就学にかかる費用が軽減されること	一時的に必要な資金を借りられること	その他	わからない	無回答
生活困窮層	264	28.8	26.5	26.9	76.9	24.6	2.7	4.9	4.2
非生活困窮層	1,320	19.8	12.7	30.4	67.3	8.7	3.1	5.6	3.9

⑫ 就学援助・児童扶養手当の利用

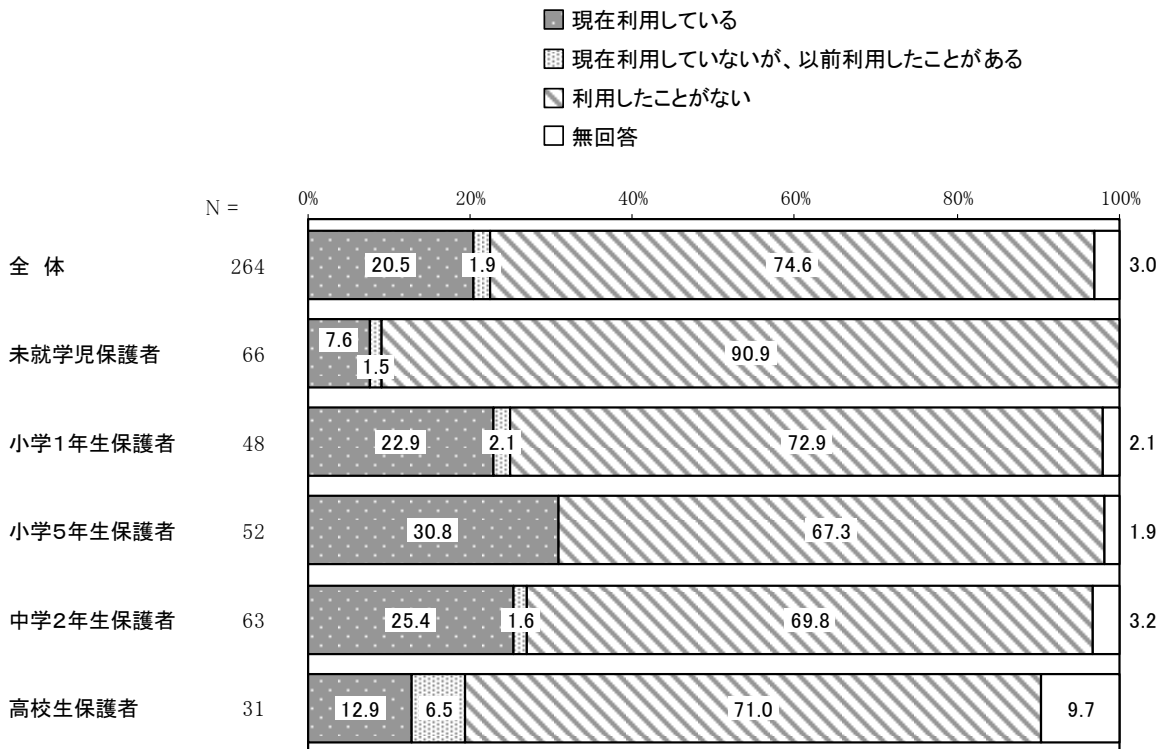
保護者調査において、就学援助や児童扶養手当を現在利用している世帯は、5%程度となっています。



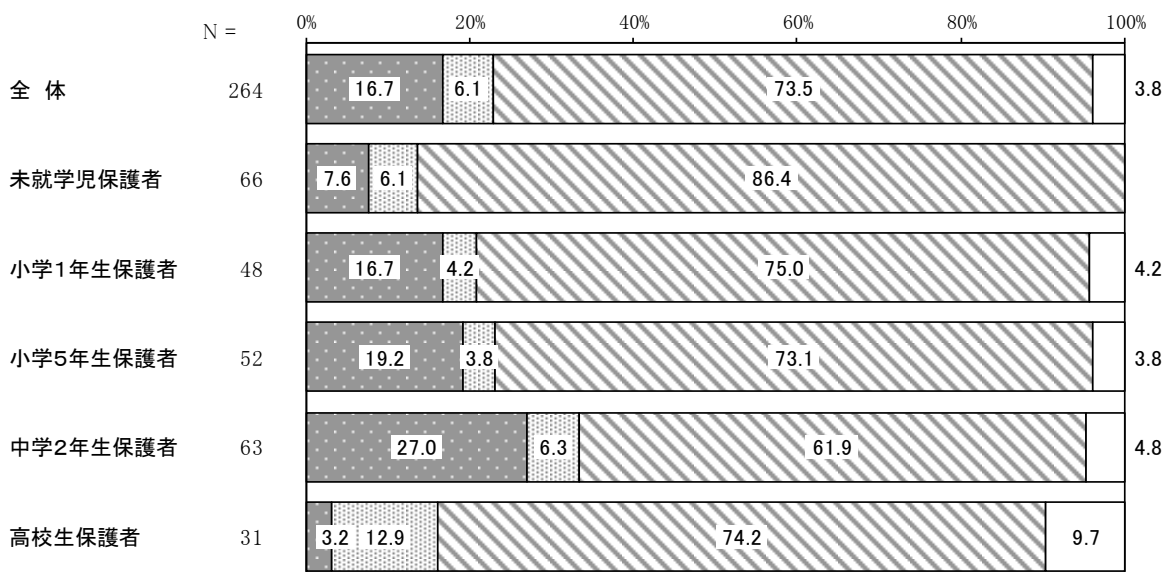
⑬ 各種支援制度の利用

保護者調査（生活困窮層）において、各種支援制度の利用の有無については、生活困窮層では、「就学援助」を現在利用している割合は20.5%、「児童扶養手当」を現在利用している割合が16.7%となっています。

就学援助の利用【生活困窮層】



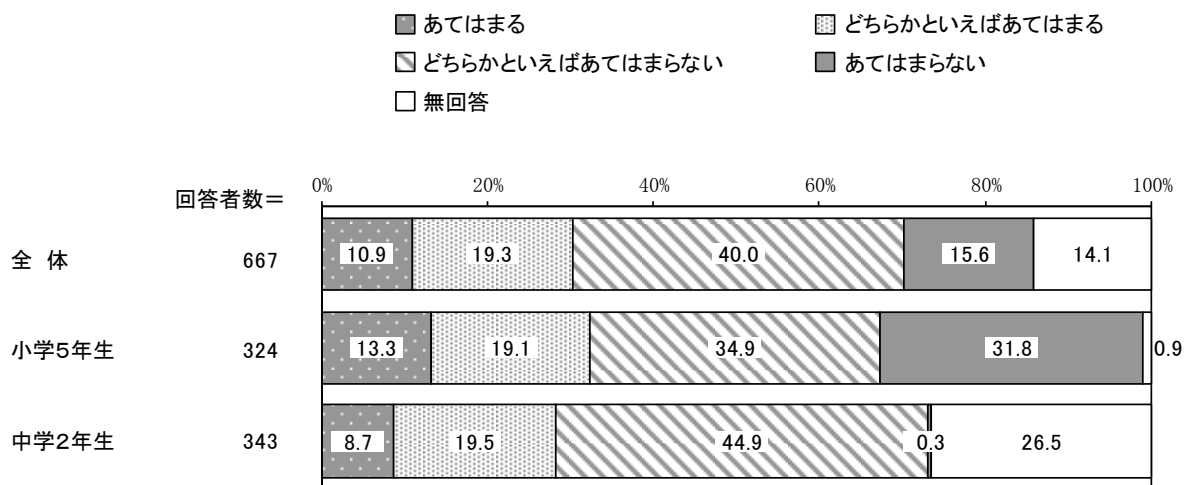
児童扶養手当の利用【生活困窮層】



⑭ 他の子どもとうまくいかないこと

児童生徒調査において、小学5年生は中学2年生よりも、他の子どもとうまくいかないが「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合が高く、小学生は自我が芽生えて他者との距離感がつかめない子どもが多くなる時期と考えられます。

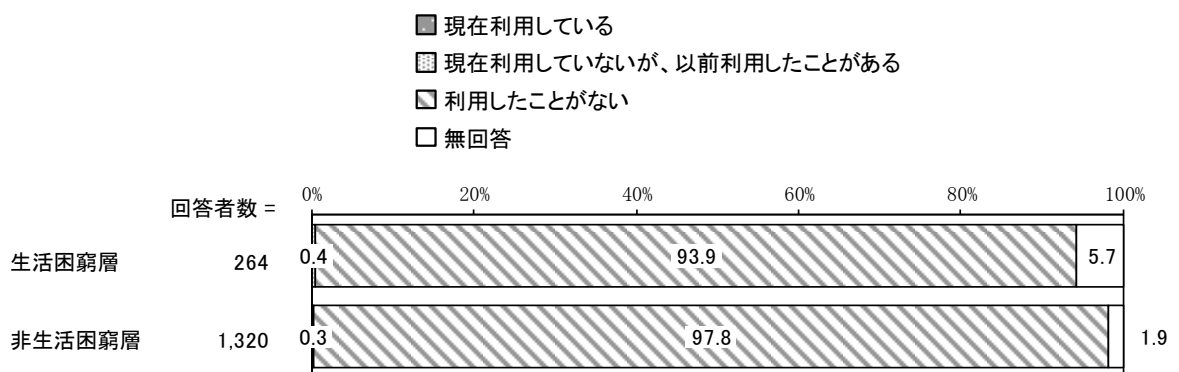
他の子どもとうまくいかないこと



⑮ 母子家庭等就業支援センター

保護者調査において、母子家庭等就業支援センター（県事業：就業支援講習会や無料職業紹介、求人情報のメール配信、キャリアカウンセラーによる相談、弁護士相談）を利用したことがない生活困窮層・非生活困窮層はともに、9割以上を占めています。

母子家庭等就業支援センターの利用



⑩ 困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人

児童生徒調査において、小学5年生、中学2年生ともに「ネットで知り合った人」、「だれにも相談できない、相談したくない」の割合が生活困窮層で高くなっています。

困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人

<生活困窮層>

単位：％

区分	有効回答数 (件)	親	きょうだい	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校外の友達	スクールカウンセラー、 ハートフルスタッフなど	その他の大人（放課後児童 クラブの支援員、塾・習い 事の先生、地域の人など）	ネットで知り合った人	だれにも相談できない、 相談したくない	無回答
全 体	115	62.6	15.7	8.7	21.7	49.6	7.0	3.5	0.9	3.5	13.9	6.1
小学5年生	52	69.2	19.2	13.5	25.0	51.9	7.7	3.8	1.9	3.8	13.5	7.7
中学2年生	63	57.1	12.7	4.8	19.0	47.6	6.3	3.2	—	3.2	14.3	4.8

<非生活困窮層>

単位：％

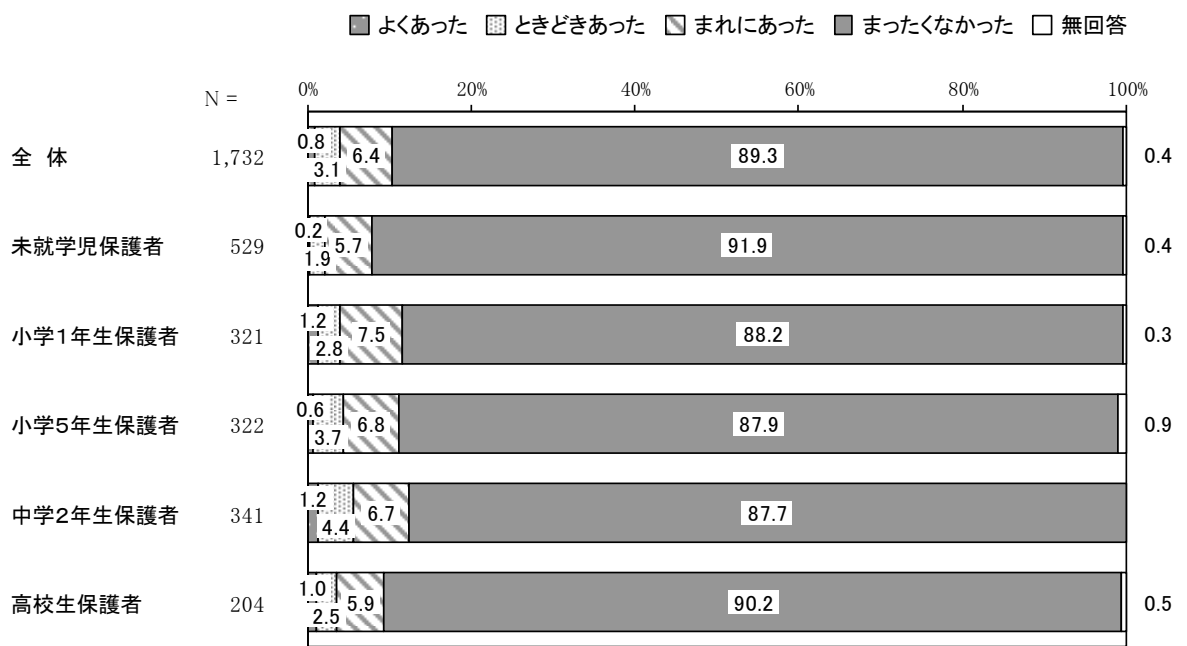
区分	有効回答数 (件)	親	きょうだい	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校外の友達	スクールカウンセラー、 ハートフルスタッフなど	その他の大人（放課後児童 クラブの支援員、塾・習い 事の先生、地域の人など）	ネットで知り合った人	だれにも相談できない、 相談したくない	無回答
全 体	667	70.8	16.6	15.9	22.3	59.7	9.4	3.1	2.8	2.5	7.6	3.6
小学5年生	324	78.1	19.4	24.1	29.9	56.2	10.8	1.9	3.7	0.9	6.2	4.9
中学2年生	343	63.8	14.0	8.2	15.2	63.0	8.2	4.4	2.0	4.1	9.0	2.3

⑰ 家計がやりくりできない経験の有無

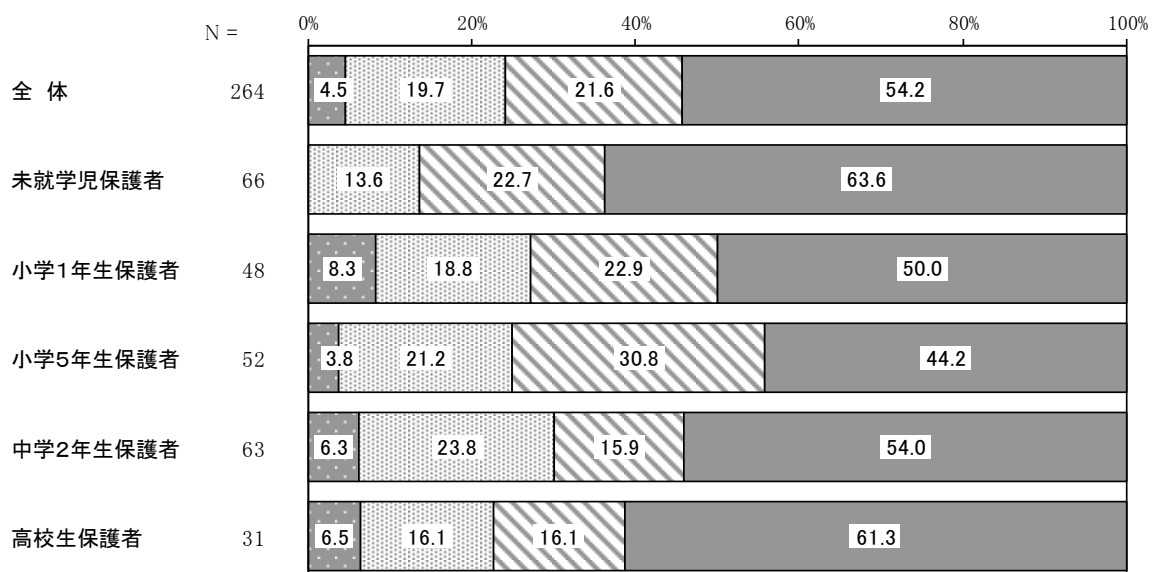
保護者調査において、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったかについては、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が10.3%、「まったくなかった」の割合が89.3%となっています。

生活困窮層では、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が45.8%、「まったくなかった」の割合が54.2%となっています。

家族が必要とする食料が買えないことがあったかについて



<生活困窮層>



3 ヒアリング調査からみる現状

日ごろから子どもとその家庭の保護者への支援に関わっている関係機関・団体や行政担当課等を対象に、支援に関わる側の視点から、様々な困難さを抱える家庭の子どもと保護者の生活状況、今後必要と思われる取組、課題等について把握することを目的として調査を実施しました。

〔対象機関・団体〕

- とよはし若者サポートステーション
- 新城市教育委員会（学校教育課）、スクールカウンセラー
- 新城市立こども園（新城こども園、千郷西こども園、東郷西こども園、舟着こども園、山吉田こども園、大野こども園）
- 新城市基幹相談支援センター
- 新城市福祉課（障害福祉担当、生活困窮担当、生活保護担当）
- 愛知県新城設楽福祉相談センター（愛知県新城設楽児童・障害者相談センター）
- 社会福祉法人新城市社会福祉協議会相談支援課（新城市くらし・しごとサポートセンター）

計7団体（14機関）

〔支援の内容〕

- ① 家庭や子どもの生活に関する支援
- ② 保護者に対する子育て全般に関する相談支援
- ③ 保育・教育に関する支援（通園・通学支援など）
- ④ 学習支援
- ⑤ 不登校に関する支援
- ⑥ 非行等に関する支援
- ⑦ 就業・就労支援
- ⑧ 経済的な支援
- ⑨ 関係機関へのつなぎ
- ⑩ その他

〔ヒアリング調査からみる課題〕

<p>取組 1 家庭単位での 包括的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○困窮世帯では生活費等の管理が難しい保護者も少なくない。 ○丁寧な情報提供や周知をしたとしても、情報に触れて読み込む力が弱い場合は制度活用に至らない家庭もある。機能化のためには人員配置含む体制の整備が不可欠。 ○子育て世帯を包括的な視点で支援するソーシャルワーク業務がさらに求められている。 ○要保護児童対策地域協議会の機能を拡大強化し、情報の一元化と速やかな情報共有により、家族単位での包括的な支援方針の協議と決定を行う体制を整える必要がある。 ○妊娠期からの一貫性及び継続性のある支援の充実については、市で補助をするなど、市内の方がより活用できるようにする必要がある。
<p>取組 2 子どもの 生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮層の目標数値を達成することを目指すのであれば、そのためにどんな取組を進めていくのか検討することが必要。 ○必要な子どもに行き届く事業にするには、「困窮」という周知を一旦取り外す工夫も必要である。
<p>取組 3 子どもの 就学・就労 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○境界域（グレー層）の子どもたちの教育環境について、配慮等が必要な子が、中退等で社会と切れてしまわないよう、教育だけでなく、働く環境（へのアプローチ）も含めた支援体制の整備が必要。 ○国から提供されるひとり親世帯への学習会への財源の有効活用。不登校の子ども、ひきこもりの若者を対象に、自立や就労に向けての支援について、どう連携すればよいかわからない。 ○義務教育終了後の進路に関して、通学費等の理由で高校等の選択肢が少ない。 ○学びの場の確保、人員の確保、あすなる教室のような場の拡充。
<p>取組 4 子どもの 居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂がその役割を担うイメージも計画からは読み取れるが、その場合は常設または頻回開催でなければ機能は難しいとすると仕組みづくりが要検討課題。 ○親の働き方、少子化や校区拡大により近所に遊べる同世代が少ない環境の子どもがおり、そのための児童クラブの在り方改善には期待値の大きさを感じる。一方、児童クラブではスタッフ確保に課題があるという話も聞かれるため、高校生の活躍なども視野に入れていく等どのように進めていくことができるのかを考える必要がある。 ○コロナ禍ということもあり、地域の人が顔を合わせるのが難しくなってきたためより一層、孤立が進むのでは。 ○子どもたちの遊び場の確保、公園の整理やバスケットコート、フットサルコートなど子どもや子育て世帯の遊び場の確保、休日の学校利用が課題。
<p>取組 5 保護者の 生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○低収入による生活困窮層もあれば、それなりに収入はあるが上手に金銭管理等ができない世帯もある。それにより対応やサポートも異なってくる。親の背中だけでなく、親以外の大人の背中や生き方等に触れられるような機会や風土がある環境があるといい。ここでも子育て世代包括支援センターに、就労支援や経済課題の解決という機能や役割が期待されている。その役割を担う看板を掲げるならば、やはり人員配置含む体制をどう作るのか考慮が必要。 ○経済的には、生活困窮層は現在の暮らしの状況が苦しい・大変苦しい、食料や衣服が買えない、ローン滞納や光熱水費・電話料金・家賃・給食費・税の滞納があった割合が高い。また、生活困窮層は児童手当等の手続きができていない人が多い。 ○生活困窮層は全体にくらべて、この子を産んでよかったと思える、子どもの成長が楽しいと思える、の割合が低く、子育てについて肯定的な気持ちが持ちにくいと考えられる。 ○子育て世代包括支援センターでの就労支援の実績を知りたい。自由回答にもあるように、周知不足ではないかと感じる。フードバンクに関しては、社協がフードバンク実施団体と契約を結び、申込を行っている。 ○経済的な余裕がない状況下での出産、生活を送る家庭があり、食料の備蓄も乏しい環境下であった。安定した就労が難しい中、日々の生活を維持することで精一杯になり余裕を作ること困難な状況が続いていく。 ○就労していても家計の収支が大きくマイナスに傾いて子どもの成長等につなげることができない家庭がいくつか存在する。

4 第一期計画の取組内容と課題

関係各課のヒアリングを通じて、第一期計画の振り返りを行い、第二期計画に引き継ぐ課題を整理しました。

取組 1 家庭単位での包括的支援

<p>主な取組内容 と課題</p>	<p>○平成30年4月に「子育て世代包括支援センター」機能を設置。</p> <p>○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う。</p> <p>○セカンドブックスタート事業：令和2年度からは保健師が実施し、養育支援訪問も開始した。孤立している子育て家庭の発見や保健センターにケース連絡等を速やかに行う。</p> <p>○家事育児支援事業を令和元年度から実施し、年々利用者は増加。</p> <p>○産後ケア事業の拡充について、平成30年8月から日帰り型を開始、令和3年度から宿泊型を開始。コロナ禍もあり利用が停滞している。</p> <p>○要保護家庭や家庭児童相談の支援件数が増加していて、相談につながらない潜在的なケースまでは十分手が回らない。</p> <p>○新城市は、小中学校における不登校対策や、中学校卒業後の支援、ひきこもりの支援体制が課題。</p>				
<p>指標</p>	<p>項目</p>	<p>生活困窮層 (321人) 平成28年度 現状値</p>	<p>生活困窮層 (264人) 令和2年度 現状値</p>	<p>目標値</p>	<p>全体数 (1,732人) 令和2年度 現状値</p>
	<p>親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 家族として絆が芽生えた</p>	<p>85.7%</p>	<p>84.5%</p>	<p>増加</p>	<p>89.1%</p>
	<p>親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 この子を産んでよかったと思える</p>	<p>94.4%</p>	<p>96.6%</p>	<p>増加</p>	<p>97.5%</p>
	<p>親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 子どもの成長が楽しい</p>	<p>94.4%</p>	<p>95.4%</p>	<p>増加</p>	<p>97.5%</p>
	<p>はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした経験割合</p>	<p>34.7%</p>	<p>31.8%</p>	<p>減少</p>	<p>20.5%</p>

取組 2 子どもの生活支援

主な取組内容 と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○こども園のフッ化物洗口事業については、新城歯科医師会と検討し令和元年度から全こども園で公費負担にて実施。(小学校は一部で実施) ○子育て情報ナビ「咲くら」で、定期的に旬の野菜を生かした食育レシピを掲載。 ○献立表に食生活のアドバイスを掲載するなど、咀嚼を促す煮干しや切り干し大根など献立に取り入れ食生活の推進を図る。 ○自園で採れた野菜を使って子どもたちと調理し、作り方をおたよりに載せて家庭につないでいる。 ○「虫歯予防健康教室」を継続して実施している。コロナ禍で教室開催ができていない状況が課題。 				
	指標	項目	生活困窮層 (321人) 平成28年度 現状値	生活困窮層 (264人) 令和2年度 現状値	目標値
規則正しい生活のリズムが できている割合		82.2%	78.1%	増加	86.2%
朝食を毎日食べている割合		85.2%	84.5%	増加	90.0%
1日3食毎日食べている割合		86.2%	86.0%	増加	90.3%
歯みがきの習慣として毎食後 または朝晩磨いている割合		55.8%	64.0%	増加	74.5%

取組 3 子どもの就学・就労支援

主な取組内容 と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○制度周知について：年度当初、教育総務課が発送する就学援助に関する文書に本チラシを同封して広く周知しているほか、学校長への協力依頼を機に、教員が個別に周知を行う。 ○児童または生徒の給食にかかる保護者が負担する額（実費）を支給し、給食費の負担軽減を図る。 ○幼児教育の無償化は実施済み。 ○私立高等学校等に在籍している生徒を対象に、授業料補助金制度を設けており、対象の家庭には案内を送付している。また、令和2年度には、要綱改正に伴い、県内市町村から情報収集を行う。 ○国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、支給限度額を決定し、学用品費等の負担軽減を図る。 ○高校の通学費助成については、検討までに至っていない。 ○こどもの就学にかかる費用の軽減について、貧困家庭に関わらず、対策が必要。 				
	指標	項目	生活困窮層 (321人) 平成28年度 現状値	生活困窮層 (264人) 令和2年度 現状値	目標値
高校中退率		—	—	減少	—
経済的理由による高等教育への進 学を断念する割合		—	—	減少	—

取組 4 子どもの居場所づくり

<p>主な取組内容 と課題</p>	<p>○地域特性に合った放課後対策の在り方、付加価値の高い放課後児童クラブの検討 鳳来寺小学校においては、放課後に共育活動として「ぶっぽ～荘」を実施、夏休み等の長期休みのみ「児童クラブ」を開設する等、地域の特性に合った放課後児童対策を実施。</p> <p>○子ども食堂などにおけるピアサポーターの養成と参加促進 ピアサポーターとして養成・参加できる人材の把握が必要。</p> <p>○子ども食堂の参画事業所の広がりがなく、地域活動とのタイアップや他自治体の先進事例収集が必要。</p>				
<p>指標</p>	<p>項目</p>	<p>生活困窮層 (321人)</p>	<p>生活困窮層 (264人)</p>	<p>目標値</p>	<p>全体数 (1,732人)</p>
		<p>平成28年度 現状値</p>	<p>令和2年度 現状値</p>		<p>令和2年度 現状値</p>
	<p>地域ぐるみでの放課後児童クラブや子ども食堂の実施</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>一部実施</p>	<p>—</p>

取組 5 保護者の生活支援

<p>主な取組内容 と課題</p>	<p>○フードバンクへの食品提供者開拓の推進 家庭の様々な事情により、緊急的に子どもが食べるものに困った場合の対応として、食のセーフティネットである「フードバンク」は有効であると考え、制度設計に着手できていない。</p> <p>○住宅確保策（市営住宅の福祉枠創設、民間賃貸住宅や空き家等活用）の検討 市営住宅に関して、ストック数は余剰の状況となっているため住宅確保という点からいくと満たしているが、対象者が希望する地区の市営住宅が確保できるかについては申込時の状況によるものとなる。空き家に関しては、空き家バンクのさらなる利用促進を図るため、専門家のノウハウを生かした「新城市空き家バンクポータルサイト」の運用を開始。</p> <p>○市遺児手当の見直しを含めた在り方検討 市遺児手当については少額の現金給付となっており、貧困世帯への生活支援という観点からは効果が限定されている。</p> <p>○放課後児童クラブ利用料の応能負担化または減免対象の拡充検討 応能負担化または減免対象の拡充検討が十分でないことから、実施に至っていない。</p>				
<p>指標</p>	<p>項目</p>	<p>生活困窮層 (321人)</p>	<p>生活困窮層 (264人)</p>	<p>目標値</p>	<p>全体数 (1,732人)</p>
		<p>平成28年度 現状値</p>	<p>令和2年度 現状値</p>		<p>令和2年度 現状値</p>
	<p>就学援助で学校にかかる経費をカバーできていない割合</p>	<p>(中2) 35.3%</p>	<p>(中2) 31.7%</p>	<p>減少</p>	<p>7.5%</p>
	<p>世帯収入の向上 (生活困窮層の割合)</p>	<p>16.8%</p>	<p>17.4%</p>	<p>減少</p>	<p>—</p>
	<p>親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 家族として絆が芽生えた</p>	<p>85.7%</p>	<p>84.5%</p>	<p>増加</p>	<p>89.1%</p>
	<p>親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 この子を産んでよかったと思える</p>	<p>94.4%</p>	<p>96.6%</p>	<p>増加</p>	<p>97.5%</p>
<p>親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合 子どもの成長が楽しい</p>	<p>94.4%</p>	<p>95.4%</p>	<p>増加</p>	<p>97.5%</p>	

計画の基本的な考え方

1 基本理念

将来を担う子どもたちは地域の宝であり、かけがえのない大切な存在です。本市では、本市に暮らすすべての子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに暮らせる社会づくり、環境づくりを目指しています。

すべての子どもの健やかな育ちのため、貧困にある状況を家庭のみの問題とするのではなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域や関係機関等の社会全体で支援策を講じていく必要があります。

本計画では、誰一人も取り残さない すべての子どもが健やかに育ち、育てられる地域共生社会が実現できるよう、下記の基本理念に基づく施策や事業に取り組みます。

【 基 本 理 念 】

誰一人も取り残さない
すべての子どもが健やかに
育ち、育てられる地域共生社会の実現

2 課題とその解決に向けた施策展開の柱（基本方針）

基本理念の実現にあたり、「第2章 本市の子どもの健康・生活の状況」に基づき、課題を取りまとめました。

〔子どもの状況に関する分析からの課題〕

- 規則正しい生活のリズムができていない子どもの割合が増加していることから、正しい生活のリズムが身につくよう啓発していく必要があります。
- 生活困窮層で相談できる人について、「ネットで知り合った人」、「だれにも相談したくない」との回答が多くみられ、また、小学校5年生・中学校2年生ともに、スマホなどSNSのつながりを求めています。身近な放課後児童クラブや子ども食堂等でも相談できる・相談したいと思える環境を整えていくことが必要です。

〔保護者の状況に関する分析からの課題〕

- 親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の向上を目指し、家族内の子どもとのつながりを深めていくよう支援していく必要があります。
- 生活困窮層において、就学援助で学校にかかる経費をカバーできていない世帯があり、就学援助等の利用の促進など経済支援を充実していく必要があります。
- 保護者の自立と就労を支援するとともに、希望する人には収入の安定した正規雇用につなげる取組が必要です。
- 妊娠期からの子どもと保護者を取り巻く様々な機関などで、困難さを抱える家庭を早期に把握し、支援につなぐ切れ目のない仕組みが必要です。

上記課題を解決するため、法律や大綱に基づき、次の4つを基本方針として設定し、基本方針別に持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けました。

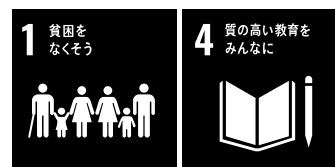
基本方針 1 教育の支援

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための学習環境や、生きる力を育むための学びの機会を提供することで、貧困の連鎖をなくし、子ども自身が持っている力を十分に発揮して自身の可能性を信じられるように、また将来の夢を抱けるようにします。

重点的な取組

- (1) 学校等との連携の促進
- (2) 地域等での学習支援の促進
- (3) 子どもの進学を支援する取組の充実

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本方針 2 生活の安定に資するための支援

地域のあらゆる社会資源を活かし、行政関係者、教育関係者、民間事業者、地域ボランティア等と協働して地域社会全体で子どもを見守る仕組みの強化を進めるとともに、現在の施策では隙間に陥ってしまう子どもと保護者のために、きめ細かな生活の支援の施策を推進します。

親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

重点的な取組

- (1) 子どもの居場所づくりの充実
- (2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援
- (3) 子どもの自立支援に向けた取組の推進
- (4) 家庭単位での包括的支援

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本方針 3 保護者に対する就労の支援

生活の安定が図られるように、保護者に対する職業訓練や就業に関する相談、子どもへの教育や生活の支援と併せた就労支援を推進します。

重点的な取組

- (1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 生活の安定を図るための支援の充実

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本方針 4 経済的支援

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがない等の状況もみられます。

必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがないよう、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」などを適宜行っていくとともに、関係機関における情報の共有、連携の促進を図っていきます。

重点的な取組

- (1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の充実
- (2) 子どもの貧困に関する意識啓発

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）

今後5年間においては、4つの基本方針のもと重点的な取組を掲げ、計画を推進していきます。

[基本理念]

[基本方針]

[重点的な取組]



子どもの貧困対策の重点的な取組

新規：令和4年度以降実施予定の取組
《方向性》 拡充：実施内容等を拡充する予定の取組
継続：第二期策定時に実施しているものを引き続き実施する取組
※「新規」「拡充」の取組については、取組No.へ「★」を付けています。

基本方針1 教育の支援

アンケート調査によると、児童生徒調査・保護者調査において、進学希望で経済的な理由から「高校進学まで」との回答が多くありました。また、保護者調査において、生活困窮層・非生活困窮層ともに、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が最も高くなっています。そこで、大学進学を希望する子どもが夢を叶えられるような支援の充実が必要です。

ヒアリング調査によると、国から提供されるひとり親世帯への学習会への財源の有効活用が求められています。また、学びの場の確保が求められていることから、本市では、学習・生活支援事業を行っています。そこで、当該事業の周知を行い、さらなる利用増進を図っていくことが期待されます。

さらに、本市では、小中学校における不登校対策や、中学校卒業後の支援、ひきこもり対策の整備が課題とされています。特にひきこもり等の若者支援機能については、第一期計画策定時と比較して社会情勢も変化していることから、支援体制を見直すとともに連携を強化する必要があると考えられます。

子どもの貧困問題を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で解決していくことが重要です。就学や進学に伴う経済的な支援を、関連機関が中心となって連携を深めながら情報を共有し、適切な支援が受けられる環境づくりを進めていく必要があります。

【重点的な取組】

- (1) 学校等との連携の促進
- (2) 地域等での学習支援の促進
- (3) 子どもの進学を支援する取組の充実

(1) 学校等との連携の促進

支援の必要な子ども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、学校・地域・行政等が連携し、支援並びに情報共有できる仕組みの構築を進めます。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
1-1	学校教育相談 家庭児童相談	スクールソーシャルワーク機能として、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため家庭環境に福祉的アプローチを行う。	継続	学校教育課 児童養育支援室
1-2	青少年相談	いじめ相談など思春期の青少年の悩みに寄り添い、青少年が身近に相談できる相談窓口を周知する。	継続	学校教育課

(2) 地域等での学習支援の促進

体験活動は、子どもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び・考える力などの生きる力を養うものとして期待されています。様々な体験活動の機会を提供し、子どもの体験不足の解消を図るとともに、自己肯定感の向上を推進します。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
1-3	児童館における支援	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所となっている。今後は、児童厚生員研修の実施など児童館における見守り活動の充実を図る。	継続	こども未来課
1-4	中高生の居場所づくり	思春期の中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の居場所として、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所を提供する。小中学生を対象として、集団生活への適応と自立に向けてエネルギーを蓄え、少人数での集団生活を通して社会性を育てていく。若者が集まる場所として新城まちなみ情報センターの運営を行う。	継続	学校教育課 まちづくり推進課 生涯共育課

No.	具体的内容		方向性	主担当課
1-5	生活困窮者自立支援制度 学習・生活支援事業	学業や進学環境が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長し、再び生活困窮に陥ることを防止することを目的に実施する。学習支援のみならず、地域に居場所を確保し、家庭学習の習慣づけのほか、学習の動機付けに関する支援、高校進学後の中退防止にかかる支援を行い、社会性や他者との関係性を育む。	継続	福祉課
1-6	青少年教室・ 青年講座	青少年の学びと自立を育むため、多様な体験や交流、学びの機会の充実を図り、学校や家庭以外の自主的な活動や体験の機会を提供する。	継続	生涯共育課
1-7	文化・科学・ スポーツ等の 多様な体験機 会の提供	子ども向けの文化事業や図書館まつりの開催、専門家による野外・現地学習会、夏休み少年スポーツ教室、親子で参加する共育講座など様々なイベントを開催し、「社会教育」として地域の子どもと大人が強く関わりを持つ機会の拡充を行い、子どもたちの自己肯定感の向上を図る。	継続	生涯共育課

(3) 子どもの進学を支援する取組の充実

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが等しく教育を受ける機会を確保するため、経済的理由により子どもが教育の機会を逸することのないよう教育費の負担の軽減や学習支援等を実施します。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
1-8	奨学制度など教育費負担軽減の情報収集と提供	私立高等学校等に在籍している生徒を対象に授業料補助金制度を設けており、対象の家庭には案内を送付している。今後も継続して奨学制度の周知徹底を図るとともに、私立高校ガイドブックを参考に、県内市町村の制度の動向を注視する。	継続	教育総務課
1-9	学用品等の負担軽減の拡充検討	国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、支給限度額を決定し、学用品費等の負担軽減を図っているが、県内市町村の就学援助制度の現状や、見直しの有無等について把握し、状況に応じて就学援助拡充の検討をしていく必要がある。近隣の市町村を中心に、情報共有を密に行う。	継続	教育総務課
1-10	給食費負担軽減など就学援助の継続	児童または生徒が受けた給食で、保護者が負担することになる額(実費)を支給し、給食費の負担軽減を図っている。今後も継続して就学援助制度の周知を図る。	継続	教育総務課
1-11	ICT※を活用した学習(GIGAスクール構想※)	誰一人取り残すことなく、多様な子どもたちの資質・能力を育成できるよう、効果的にICTを活用し、協働学習や個別学習の充実を図る。	継続	学校教育課

※ICT (Information and Communication Technology) :

情報通信技術と訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。

※GIGAスクール構想: 文部科学省が令和元年12月に打ち出した政策で、小・中学校の児童・生徒1人当たり1台のパソコンを配布し、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備する計画のこと。

【基本方針 1 達成目標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標を示しています。

指標名	基準値 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
就学援助で学校にかかる経費をカバーできていない割合(生活困窮層)	(中2) 31.7%	減少
学校の授業がわからない割合(生活困窮層)	(小5) 15.4% (中2) 25.4%	減少

基本方針 2 生活の安定に資するための支援

アンケート調査によると、保護者調査（生活困窮層）において、はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした経験について、経験がある割合が31.8%となっています。このような傾向から、生活困窮家庭における不安や心配事を抱える保護者が不安や心配事を相談できる環境の整備を図っていかねばなりません。

未来を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育成される環境を整備することが重要であり、そのためには、子どもの居場所の充実や困難を抱える家庭への切れ目のない相談支援体制の整備も必要です。

子どもの健康な生活習慣の形成のためには、家庭、学校、地域、企業、民間団体等が連携し、支援を行うことが求められます。特に生活困窮家庭における子どもが健康に育つために、食を通じた基本的な生活習慣の定着に向けた支援はなくてはならないものです。

また、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。こうした子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる環境づくりの推進が必要です。

【 重点的な取組 】

- (1) 子どもの居場所づくりの充実
- (2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援
- (3) 子どもの自立支援に向けた取組の推進
- (4) 家庭単位での包括的支援

(1) 子どもの居場所づくりの充実

子どもたちが、放課後や学校休業日等を安心できる環境で過ごすことができる居場所の確保を図ります。子どもが社会的に孤立せず、心身ともに安定した毎日を過ごせるよう適切な遊びと生活の場を提供します。

【 取組内容 】

No.	具体的内容	方向性	主担当課
2-1 ★	地域のニーズに応じた子ども食堂の開設支援	拡充	こども未来課
2-2	地域特性に合った放課後対策の在り方、付加価値の高い放課後児童クラブの検討	継続	こども未来課
2-3	子ども食堂等におけるピアサポーター※の養成と参加促進	継続	こども未来課
2-4 ★	子ども食堂のコミュニティ・ビジネス※化の検討	拡充	こども未来課
2-5 ★	放課後児童クラブ利用料の応能負担化または減免対象の拡充検討	拡充	こども未来課

※ピアサポーター：ある悩みや問題を抱える当事者が、同じ問題を抱える仲間（英語で「peer」は仲間や同僚という意味）に対し、仲間の立場で支援し合うこと。

※コミュニティ・ビジネス：市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業の総称。

(2) 基本的な生活習慣の定着に向けた支援

子どもの健やかな成長を図るとともに、心身の健康な生活習慣の継続のための正しい知識や社会的スキルを身につけ、主体的に生涯にわたって健康づくり等を実践していける子どもを育みます。

【 取組内容 】

No.	具体的内容	方向性	主担当課
2-6 ★	こども園給食での味覚の幅を広げ、咀嚼を促す献立の継続	拡充	こども未来課
2-7	こども園での家庭で料理のお手伝いができるようになるための食育の実施	継続	こども未来課
2-8	フードバンク※の周知と必要な家庭への利用普及の推進	継続	こども未来課

※フードバンク：まだ食べられるのに処分されてしまう食品を、必要としている方へ譲渡する活動。

(3) 子どもの自立支援に向けた取組の推進

子どもたちの社会的自立に向け、キャリア教育※や就業・就学に関する相談などの支援を実施します。

※キャリア教育：生涯において様々な役割を果たす過程で、自らの役割などを見だし、積み重ねていく教育のこと。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
2-9	中学生を対象としたキャリア教育の推進	学校・家庭・地域・企業が一体となった職場体験を実施することにより、望ましい職業観・勤労観を身につけるとともに、社会的・職業的自立に向けて、主体的に集団や社会の中で自己を生かす能力を育む。 系統的なキャリア教育を進めていく事業の一つとして、『キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」』を位置づけている。小学校で培ったキャリア形成と職場体験を核とした中学校三年間のキャリア教育をつなぎ、自己のキャリア形成を図る。	継続	学校教育課
2-10 ★	義務教育修了後の子どもへの自立に向けた支援の推進	義務教育修了後の生徒情報を関係機関に提供する。 子育て世代包括支援センター事業や子ども家庭総合支援拠点事業の中で、相談や支援の充実を図る。	拡充	学校教育課 児童養育支援室

(4) 家庭単位での包括的支援

子育て家庭の個別ニーズを把握しやすい本市の強みを活かし、妊娠期から子どもが18歳に達するまでの切れ目のない、一貫性と継続性をもった相談と支援を目指します。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
2-11	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子どもが18歳に達するまでの切れ目のない相談と支援を行う。「子ども家庭総合支援拠点」との一体的な運営を図る。	継続	児童養育支援室

No.	具体的内容		方向性	主担当課
2-12 ★	子ども家庭総合支援拠点事業	養育環境に問題があると疑われる子どもや家庭支援に継続的に関わる「子ども家庭総合支援拠点」を設置する。「子育て世代包括支援センター」と一体的な運営を図る。	新規	児童養育支援室
2-13 ★	福祉型児童発達支援センターの設置	児童発達支援センター設置に向けて、具体的な方向性や計画を関係機関と検討を進める。	拡充	こども未来課 児童養育支援室
2-14 ★	養育支援事業（セカンドブックスタート事業を含む）	セカンドブックスタート事業は初産で概ね満1歳の幼児がいる家庭へ訪問して絵本の読み聞かせと絵本配布を行う。養育支援事業は、特定妊婦や養育環境に問題があると疑われる家庭へ保健師が訪問する。関係機関との連携や調整を密に行うように進める。	拡充	児童養育支援室
2-15 ★	家事育児支援事業	妊娠中から子どもが1歳の誕生日の前日まで（多胎児は2歳の誕生日の前日まで）、援助員が家庭訪問して家事や育児を支援する。援助員の確保と援助の質の向上を図る。	拡充	児童養育支援室
2-16 ★	産後ケア事業（親子愛着推進事業を含む）	親子愛着推進事業は初産で産後6か月の初産婦とその乳児に対して助産師が母乳管理をする。産後ケア事業は母子の休養を助産所や産科医療機関で行い、日帰り型と宿泊型を実施。事業の周知と事業内容の充実を図る。	拡充	児童養育支援室
2-17	こども園・小学校での「むし歯予防健康教室」	こども園は園医や保健センターの歯科衛生士に依頼して、また、小学校は養護教諭が主となり、「虫歯予防健康教室」を継続して実施している。現状維持と教室開催に代わる知識の普及を図る。	継続	学校教育課 こども未来課
2-18 ★	すべてのこども園・小学校でのフッ化物洗口	こども園のフッ化物洗口事業については、15園中14園のこども園で実施していたが、新城歯科医師会と検討し令和元年度から全こども園で実施できるようになった。（小学校は一部で実施）こども園については現状維持、小学校はすべての学校で実施できるように関係機関との調整を図る。	拡充	こども未来課 児童養育支援室

No.	具体的内容		方向性	主担当課
2-19 ★	こども園・小学校でのフッ化物洗口の公費負担	こども園のフッ化物洗口事業については、新城歯科医師会と検討し全こども園で令和元年度から公費負担で実施することになった。(小学校のフッ化物洗口事業の公費負担は未実施) こども園については現状維持、小学校はすべての学校で実施できるように関係機関との調整を図る。	拡充	こども未来課 児童養育支援室
2-20	養育費問題等の支援に関する司法書士会との協定	平成29年度に司法書士会と新城市で協定を締結した。離婚や養育費問題などの相談に、市内の司法書士と必要に応じて相談や紹介を行っている。	継続	児童養育支援室
2-21	協議離婚等に際しての合意書作成などの支援パンフレットの作成	県や国が作成している支援パンフレットの有効活用を行う。	継続	児童養育支援室
2-22	外国人への情報提供	多言語相談窓口を市役所の総合案内に設置し行政手続の円滑化を図るほか、ホームページの多言語翻訳機能、ポルトガル語とやさしい日本語のSNSによる情報発信を通して、外国人が安心して暮らせるまちづくりを図る。	継続	まちづくり推進課
2-23	日本語習得、文化・慣習の理解の支援	新城市国際交流協会と協力し、日本語教室の開催及び互いの文化を知る機会の提供をする。日本語教室では、検定対策クラスに加えコミュニケーションを中心とするクラスを設置するなど、外国人のニーズの把握に努める。	継続	まちづくり推進課
2-24 ★	ヤングケアラー※の発見と対策	潜在化しているヤングケアラーの子どもたちの声を早期にキャッチして、関係機関と連携し、家庭全体を適切な支援に結びつけていく。	新規	こども未来課 児童養育支援室
2-25 ★	ひきこもり支援等対策協議会(仮)の実施	ひきこもり支援等対策協議会(仮)を開催し、相談窓口や居場所づくりなどひきこもり支援体制を関係機関と協議する。ひきこもりについては18歳以上も含む。	新規	こども未来課 児童養育支援室

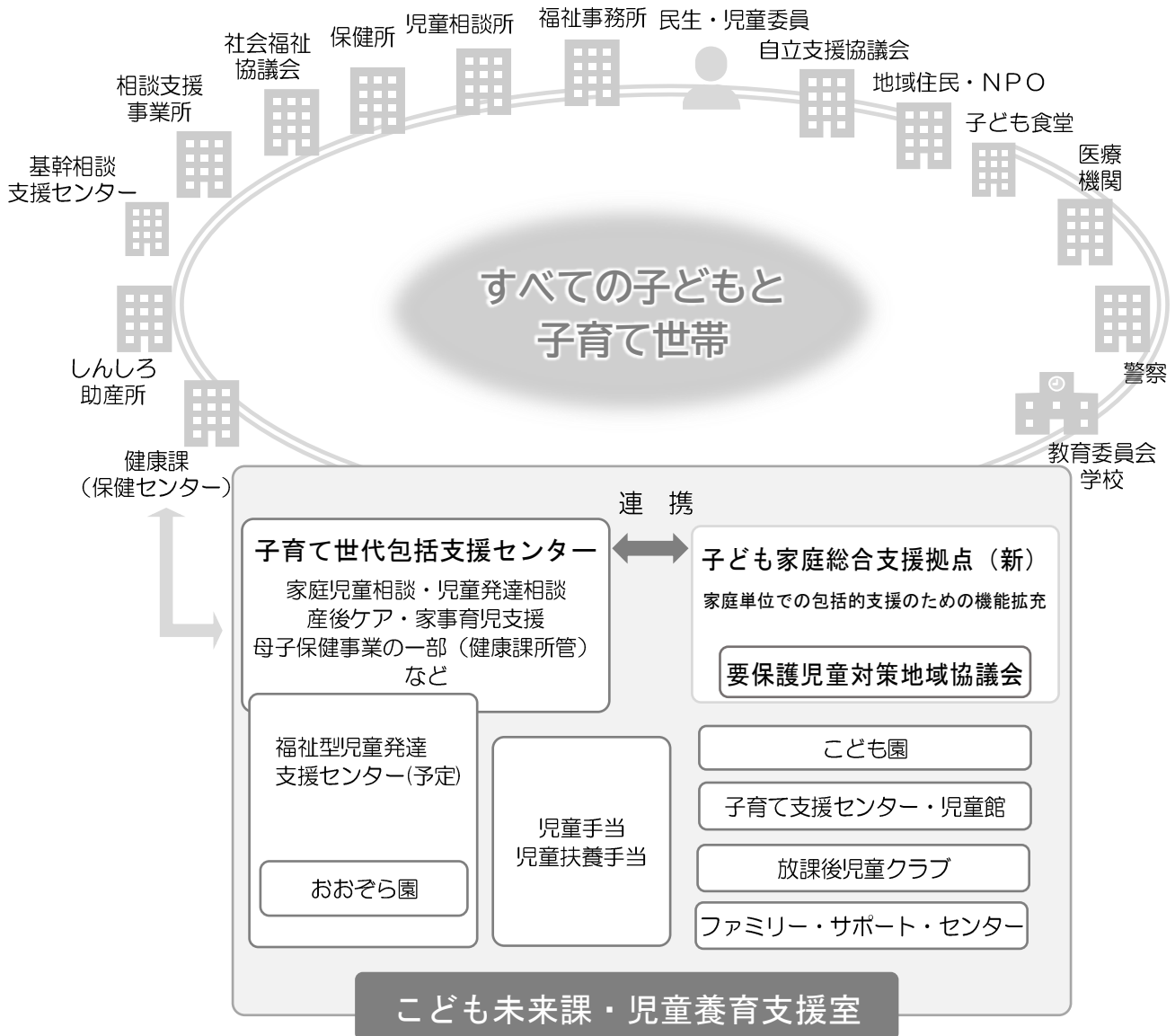
※ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

【基本方針2 達成目標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標を示しています。

指標名	基準値 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
親の子育てに対する気持ち（親の自己肯定感）の割合（生活困窮層） ・家族として絆が芽生えた ・この子を産んでよかったと思える ・子どもの成長が楽しい	84.5% 96.6% 95.4%	増加
はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした経験割合（生活困窮層）	31.8%	減少
規則正しい生活のリズムができている割合（生活困窮層）	78.1%	増加

すべての子どもと子育て世帯を取り巻くイメージ



子ども家庭総合支援拠点事業について

児童福祉法及び児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき家庭及び妊産婦等を対象（中でも特に要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等）に主たる業務として①子ども家庭にかかる実情の把握や相談等、②要支援児童等への支援、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を充実させ、児童虐待の発生予防・早期発見のため職員を新たに雇用し、充実を図る予定です。子ども家庭総合支援拠点職員の一部は子育て世代包括支援センター業務を兼務し、必要に応じて連携を図っていきます。

基本方針3 保護者に対する就労の支援

子どもが安心して育つ環境には、保護者の経済的な安定が必要です。そのため、今後は就労支援や高等職業訓練の促進を図っていかねばなりません。

また、就労が困難な家庭には、経済的な支援制度の周知と利用を推進し、子どもたちが安心して成長できる環境を整備することが期待されます。

なお、ヒアリング調査によると、収入が十分にあっても金銭管理ができていないために困窮していることがあり、こうした家庭をサポートする環境をつくっていく必要があります。

【 重点的な取組 】

- (1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 生活の安定を図るための支援の充実

(1) 生活困窮家庭等への就労支援の充実

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

【 取組内容 】

No.	具体的内容	方向性	主担当課
3-1	ひとり親世帯への自立支援の充実	ひとり親世帯の就労による自立を図るため、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談・助言等を行う。	継続 こども未来課
3-2 ★	ひとり親家庭相談支援業務	ひとり親世帯が抱える様々な問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行う。現在母子・父子自立支援員は家庭児童相談員兼務のため、今後母子・父子自立支援員の増員等を行い、相談支援を充実させる。	拡充 児童養育支援室
3-3 ★	母子・父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、就職支援を実施する。現在母子・父子自立支援員は家庭児童相談員兼務のため、今後母子・父子自立支援員の増員等を行い、就職支援を充実させる。	拡充 児童養育支援室
3-4	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成する。	継続 児童養育支援室

No.	具体的内容		方向性	主担当課
3-5	母子・父子家庭自立支援給付金事業	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、母子・父子家庭自立支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。	継続	児童養育支援室

(2) 子育て支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、母親の心身のケアや育児サポート等、妊産婦の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図ります。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
3-6	一時預かり事業	認定こども園で一時的に子どもを預かる。現在は市内公立こども園3カ所で一時保育を実施している。保護者のニーズに併せて保育士の確保に努め継続して実施する。	継続	こども未来課
3-7	延長保育事業	保育所・こども園等へのお迎えが、基本の保育時間（施設が設定する時間帯、標準時間認定11時間、短時間認定8時間）を超える場合に延長して保育する。保護者のニーズに併せて保育士の確保に努め継続して実施する。	継続	こども未来課
3-8	妊婦全戸訪問事業	妊娠届出時の面接とアンケートをもとに、妊娠中から支援が必要な妊婦に対しては、保健師が訪問支援をしている。来所面接や電話など、妊婦の希望に沿った支援も行っている。妊婦が安全に出産を迎えられるために、必要な支援を提供していく。	継続	健康課
3-9	乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行っている。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携して適切なサービス提供に結びつけている。親子が健康で安全に生活ができるように今後も関係機関と連携して支援をしていく。	継続	健康課

No.	具体的内容		方向性	主担当課
3-10	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施する。安全に予防接種が受けられるように、保護者への説明、関係者への周知を行う。	継続	健康課

(3) 生活の安定を図るための支援の充実

生活困窮者のほか、ひとり親家庭、外国人などのうち支援を必要とする人に対して、生活の安定を図るため、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
3-11 ★	生活困窮者自立支援制度 生活困窮者等 就労準備事業	就労意欲の低下や、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、その段階に応じて一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援または就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して実施し、生活困窮者等の自立促進を図る。	拡充	福祉課
3-12	生活困窮者自立支援制度 家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者ととも家計の状況を明らかにすることで相談者の生活の再生に向けた意欲を引き出す。また、家計支援プランの作成、必要な情報提供、専門的な助言及び指導等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。	継続	福祉課
3-13 ★	生活困窮者自立支援制度 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となっている。新城市では社会福祉協議会への委託により「新城市くらし・しごとサポートセンター」で実施している。ここでは、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえ、制度・サービスの紹介や「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。センターでは、「自立相談支援事業」のほか、「家計改善支援事業」、「学習・生活支援事業」を実施し、委託により実施する「就労準備支援事業」と連携した運用を一体的に行う。	拡充	福祉課

【基本方針3 達成目標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標を示しています。

指標名	基準値 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
正社員・正規職員・会社役員の割合 (生活困窮層)	(母親) 15.9% (父親) 63.3%	増加
母子・父子家庭自立支援給付金支給件数	0件	増加 (目標: 延べ5件)

基本方針 4 経済的支援

アンケート調査によると、支援制度の利用の有無について、生活困窮層では、「就学援助」を現在利用している割合は20.5%、「児童扶養手当」が16.7%となっています。一方で、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがあったかの問いについては、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が10.3%、「まったくなかった」の割合が89.3%。生活困窮層では、「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた“あった”の割合が45.8%、「まったくなかった」の割合が54.2%となっています。

そこで、経済的支援が必要な家庭に対し、支援制度の活用による負担軽減を図るとともに、行政や関係機関の連携により、必要な支援情報が行き届きやすい体制づくりを図ります。

【 重点的な取組 】

- (1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の充実
- (2) 子どもの貧困に関する意識啓発

(1) 子どもの生活に関する施策・制度の周知の充実

就労による収入だけでは十分な収入を得られない家庭に対し、各種手当を支給するほか、各種制度の利用時において、減免等による負担軽減を図ります。

【 取組内容 】

No.	具体的内容		方向性	主担当課
4-1 ★	放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブの利用について、生活保護世帯または就学援助世帯の利用料を減免する。生活保護世帯については利用料を免除している。就学援助世帯負担軽減を検討する。	新規	こども未来課
4-2	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父または母と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳まで）の児童を養育している保護者等に支給する。制度の改正等に対応し手当支給を継続する。申請手続きの電子化も検討する。	継続	こども未来課

No.	具体的内容		方向性	主担当課
4-3	児童手当	児童の健全育成を図るため、中学校修了前までの児童を養育している保護者に手当を支給する。制度の改正等に対応し手当支給を継続する。申請手続きの電子化も検討する。	継続	こども未来課
4-4	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、分娩に必要な費用についての出産育児一時金を市が当該世帯主(被保険者)に代えて医療機関に支払う。	継続	保険医療課
4-5	母子家庭等医療費助成制度	母子家庭等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限額未満である家庭)に対し、保険診療の医療費自己負担額を助成する。	継続	保険医療課
4-6	子ども医療費助成制度	中学校修了前までの児童にかかる保険診療の医療費自己負担額を助成する。高校生等にかかる保険診療の医療費自己負担額(入院のみ)を助成する。	継続	保険医療課
4-7	生活保護法による各種扶助費(住宅扶助費)	生活保護受給者に対し、不足分について、住宅扶助(住居費、補修その他住宅の維持のために必要なもの)を行う。	継続	福祉課
4-8	住居確保給付金	離職や自営業の廃止、または個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した人または喪失するおそれのある人を対象に、家賃相当分の給付金を支給する。	継続	福祉課
4-9	住宅確保要配慮者への居住支援サービス	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行う。	継続	福祉課
4-10	市営住宅の費用負担の軽減	子どもを扶養している所得が少ないひとり親に対し、市営住宅の家賃算定の際、世帯所得額から控除を行う。	継続	都市計画課
4-11	市遺児手当の見直しを含めた在り方検討	市遺児手当については少額の現金給付となっており、貧困世帯への生活支援という観点からは効果が限定されている。市遺児手当については所得制限を設け支給対象を見直すとともに、余剰財源を児童クラブ保護者負担金減免など間接的な負担軽減に充当し、貧困対策を充実する方向に改正することを検討する。	継続	こども未来課
4-12★	ファミリー・サポート・センター事業利用料の減免	ファミリー・サポート・センター事業の利用については、多子世帯・ひとり親家庭等・多胎児世帯の方が援助員から育児の援助を受けた場合に利用料の負担減を検討する。	新規	こども未来課

(2) 子どもの貧困に関する意識啓発

困難を抱える子ども・家庭へ支援制度の情報提供にあたっては、家庭状況に応じて効果的な周知方法を工夫するとともに、困難を抱える子ども・家庭の身近な支援者と行政や関係機関との連携やネットワーク化を図り、必要な支援情報が行き届きやすい体制を構築します。また、子どもの貧困を市民全体で取り組む機運を高めるための取組を進めます。

【 取組内容 】

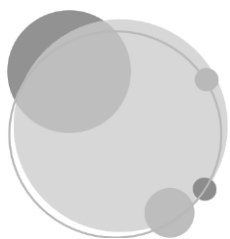
No.	具体的内容		方向性	主担当課
4-13	ホームページやアプリを活用した子育て情報の充実	子育て中の世帯が気軽に携帯、スマートフォン等から情報を確認し、相談できるよう、ホームページやアプリ、メディア等の情報媒体を有効に活用した相談窓口の周知、情報提供の充実を図る。	継続	こども未来課 児童養育支援室
4-14	直接的なアプローチによる情報提供の充実	制度を知らない、申請できないために支援を受けられないことがないようにセカンドブックスタート事業による家庭訪問や様々な機会にパンフレットを配布し、取りこぼすことのないよう情報提供を図っていく。	継続	こども未来課 児童養育支援室
4-15	子育て情報ナビ「咲くら」での食育レシピ掲載	子育て情報ナビ「咲くら」で、定期的に旬の野菜を生かした食育レシピを掲載している。定期的に食育レシピを掲載できるように取材や情報収集が必要。現状を維持できるようにする。	継続	児童養育支援室
4-16 ★	子育てオンライン相談、子育てオンライン広場	スマートフォン、タブレット、パソコン等のビデオ通話機能で保護者が自宅等から相談できる「子育てオンライン相談」や、オンライン会議ツールを利用して子育て中の親子が交流できる「子育てオンライン広場」を実施する。	新規	こども未来課 児童養育支援室

【基本方針4 達成目標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標を示しています。

指標名	基準値 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
生活困窮層の割合	17.4%	減少





参考資料

1 策定経過

年度	日程	会議名等	主な内容
2	11月17日(火)	第1回 新城市子ども・子育て会議	○新城市子ども・子育て世帯実態調査について
2	1月5日(火)～ 1月22日(金)	「子ども・子育て世帯生活 実態調査」の実施	○保護者：配布2,164通、回収1,732通、回収率80.0% ○小学校5年生・中学校2年生：配布715通、回収667通、回収率93.3%
2	2月1日(月)～ 2月25日(木)	子どもの支援に関わる機関 や団体へのヒアリング調査 の実施	○対象団体7団体（14機関） ○支援者からみえる課題や今後必要と思われる連携施策等について調査
2	3月26日(金)	第2回 新城市子ども・子育て会議	○新城市子ども・子育て世帯生活実態調査結果について（報告）
3	8月24日(火)	第二期新城市こどもの未来 応援事業計画策定に向けた ワーキング（第1回）	○第一期計画の概要説明 ○実施状況一覧からみる事業及び取組の課題と今後の方向性 ○生活実態調査及びヒアリング結果の情報共有
3	9月28日(火)	第二期新城市こどもの未来 応援事業計画策定に向けた ワーキング（第2回）	○実施状況一覧からみる事業及び取組の課題と今後の方向性 ○第二期計画の体系・骨子（案）の検討
3	10月29日(金)	第1回 新城市子ども・子育て会議	○第二期計画（第1章～第3章、体系シート案）素案について
3	11月30日(火)	第2回 新城市子ども・子育て会議	○第二期計画（全章）の素案について ○パブリックコメント等のスケジュールについて

ワーキンググループ

区分	氏名	所属
委員	鷹見 潤	新城・設楽児童相談センター 児童福祉司
	秋野 美紀子	新城社会福祉協議会 相談支援課長
	渡邊 竜夫	新城市基幹相談支援センター長
	前崎 伸周	新城市教育委員会学校教育課 副課長（指導主事）
	中尾 昌達	新城市健康福祉部福祉課 地域福祉係長
	菅沼 三紀子	新城市健康福祉部健康課 保健事業係長（主任保健師）
	市野 朝子	新城市健康福祉部こども未来課児童養育支援室長
事務局	浅井 直樹	新城市健康福祉部こども未来課長
	前田 圭子	新城市健康福祉部こども未来課 副課長兼こども園係長
	菅谷 毅	新城市健康福祉部こども未来課 子育て給付係長
	森下 和貴	新城市健康福祉部こども未来課 主事

2 新城市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

区分	氏名	所属
会長	佐野 真一郎	【学識経験者】 豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育科長教授
副会長	太田 一平	【学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業者代表者】 社会福祉法人和敬会理事長・八楽児童寮長
委員	夏目 みゆき	【学識経験者】 新城市教育委員
	原田 真弓	【学識経験者】 新城市教育委員
	中谷 昌美	【子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者】 特定非営利法人ママサポート子いづみや代表理事
	阿部 和子	【子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者】 子育て情報誌さくら代表
	渡邊 竜夫	【子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者】 新城市基幹相談支援センター長
	加賀野 佳代子	【子どもの保護者】
	長坂 美菜子	【子どもの保護者】
	伊藤 夕子	【公募市民】
	遠山 恵理	【公募市民】
	樋口 映予	【公募市民】
	三浦 由香	【市職員】 新城市健康福祉部地域医療支援センターしんしろ助産所長
	菅沼 三紀子	【市職員】 新城市健康福祉部健康課 保健事業係長（主任保健師）
竹下 朱美	【市職員】 新城市健康福祉部こども未来課 参事（こども園担当）兼指導保育士	

事務局	滝川 昭彦	新城市健康福祉部長
	浅井 直樹	新城市健康福祉部こども未来課長
	市野 朝子	新城市健康福祉部こども未来課児童養育支援室長
	伊與田 史美	新城市健康福祉部こども未来課児童養育支援室 参事
	前田 圭子	新城市健康福祉部こども未来課 副課長兼こども園係長
	伴 孝 恵	新城市健康福祉部こども未来課 副参事（こども園担当）
	菅谷 毅	新城市健康福祉部こども未来課 子育て給付係長
	森下 和貴	新城市健康福祉部こども未来課 主事

第二期新城市こどもの未来応援事業計画

発行：新城市

編集：新城市 健康福祉部 こども未来課

発行年月：令和4年3月

〒441-1392

愛知県新城市字東入船 115 番地

電話：0536-23-7622(直通)

FAX：0536-23-7699

